

茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）
総括評価（素案）に対する答申

令和元年 10 月 25 日

茅ヶ崎市環境審議会

茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)総括評価(自己評価)に対する 茅ヶ崎市環境審議会による意見

茅ヶ崎市環境基本条例に基づく計画として 2011 年度から運用が始まった茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)は 2020 年度における状況を目標とする。これまで形成評価として茅ヶ崎市環境審議会による年度ごとの進捗状況評価を行ってきたが、ここでは計画期間全体を見渡した総括評価を行う。なお中間年度の 2015 年などに計画の見直しを行ってきた(資料 4)。環境審議会による評価は、市職員が委員とならない外部評価であり、市により作成された評価書(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の総括評価(素案)」)に対して評価を行った。

1 環境審議会での評価方法

2019 年 6 月 11 日の第 1 回環境審議会では総括評価に使用する市作成による自己評価資料(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の総括評価(素案)」)の様式などについて議論を行った。2019 年 7 月 26 日の第 2 回環境審議会では前記資料と併せて市長より評価の諮問があった。これに基づき審議会委員に書面での意見聴取を行って取りまとめるとともに(資料 1、2)、2019 年 8 月 27 日の第 3 回環境審議会では質疑応答と議論を行った。これらの情報とともに 2011 年度以降 2018 年度までの各年度の取り組みに対する進捗状況評価(資料 3)も参考として外部評価書の原案を作成し、2019 年 10 月 18 日の第 4 回環境審議会では取りまとめた。なお環境審議会委員の任期は 2 年であり、2011 年度から継続して委員であった者は 1 名である。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)では以下の 5 テーマにおける重点的な推進を目指している。

- テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全
- テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり
- テーマ 3 資源循環型社会の構築
- テーマ 4 低炭素社会の構築
- テーマ 5 計画を確実に進めていくための人づくり

それぞれのテーマの下に 2 項目程度の「施策の柱」をおき、その着実な推進のため、「施策の柱」ごとに目標(数値化が困難な場合は取り組みの有無など)をたてている。さらにテーマごとに取り組むべき具体的な重点施策、及びそれに次ぐ補完的施策を挙げている。

最も高いレベルの評価として、環境審議会委員に対して書面での意見聴取により、計画に記載された「茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像」の第 1 段落(自然環境)と第 2 段落(循環型低炭素社会)の実現状況に関する 4 段階(A-D)の評価と自由意見を求めた。

施策の柱のレベルにおける市による総括自己評価では、取り組みの総括と、課題と取り組みの方向性、設定された目標の妥当性、を評価している。環境審議会による外部評価では、計画策定時の意図を再確認するため施策の柱の計画全体の中での位置づけを確認したあと、計画期間中に達成されたこと、達成できなかった点、計画のあり方に関する課題について記載した。

2 全体的な事項

人間は自らが生活する環境を自らの活動により悪化させてしまうことが少なくない。環境計画では、これを可能な限り低減して望ましい環境を創造することを目指すのが、そのためには都市計画や産業などに関する他の計画との関係性は避けられない。このような事情から環境計画は、環境の視点から他の行政計画が扱う分野も含めた人間活動全体を見渡す立場にある。

茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）では、環境に関するテーマの趣旨に対して間接的に影響する施策を重点施策としているケースが見られた。たとえば環境における低炭素社会の実現を目指す趣旨で、交通における乗り合い交通の普及を重点施策にしているが、必ずしも両者のベクトルの方向が一致するとは限らないため、重点施策の進捗を環境の向上と見なせない現象が起きうる。このような事項は他のテーマでも見られるため、本来の位置づけを確認し、環境に関して直接関係する側面を切り出すことで、趣旨から進捗評価の目標、施策に至る流れを整理することが望ましい。（共通事項 1）

茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）の策定後は、たとえばスマホ普及によるアプリを用いた各種サービスの発展など、技術の発展や社会情勢の変化によって計画時点に想定した目標や施策が時代遅れになっている事項が見られた。このような新たな技術や社会情勢への対応が必要である。（共通事項 2）

3 「目指すべき環境の将来像」の実現度

茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）で最終的に目指すべき方向は「目指すべき環境の将来像」として記載されている。最も大きなレベルの総括評価は、この将来像と現状との乖離を測定することであり、環境審議会による今回の評価では委員に対して文書による調査を行った。

自然環境に関する段落は、「市内では、美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、文化遺産等が、共有すべき『貴重な財産』として認識され、適切に保全・維持管理されています。また、市街地にもみどりがあふれ、自然と調和した美しい景観が保たれています。そして、このような環境の中では多様な生物が健全な状態で息づいており、人々は自然と一体であることを感じながら暮らしています」となっている。これに関して将来像に達しているとする委員はおらず、将来像に近いとする委員が 5 名、将来像からほど遠いとする委員 5 名、評価不能とする委員 1 名であった。

資源循環・環境負荷に関する段落は「市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせず、有効利用するよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・低炭素型の生活や事業活動を実践しています。また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した人々の暮らし方は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています」であり、将来像に達しているとする委員はおらず、将来像に近いとする委員が 5 名、将来像からほど遠いとする委員 7 名であった。

人材育成に関しては「本計画に掲げられた環境保全の取り組みは、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。そして、このような環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体や他地域との連携と、市外への情報発信によって、市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献しています」であり、将来像に達しているとする委員はおらず、将来像に近いとする委員が 7 名、将来像からほど遠いとする委員 4 名であった。

人材育成に関する評価が高い傾向があるが、全体として理想像の実現までに至っていないとの回答であった。

4 施策の柱ごとの評価

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱 1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

位置づけ：コア地域は自然遺産（希少な生物や自然景観など）と文化遺産（歴史的な里山）、自然公園（散策や学校の学習利用）の諸要素を含むもので、市内において大切な地域である。コア地域の選択にあつては、さまざまな市民が望む自然のタイプをとりまとめ、その自然に典型的に生息する生物を指標にした全市調査から抽出した。

成果：コア地域における保全管理計画の策定が進んだ（7 コア地域中の 5 コア地域、2 コア地域は未作成）。多くのコア地域に管理活動の組織がある（7 コア地域の 5 コア地域、1 コア地域は有志の集まり、1 コア地域は開発者が作業）。ただしコア地域のなかで長谷では開発により中心的な部分が開発され、移植が行われている。また行谷では特徴的な部分に遊水池を建設する計画がある。

課題：茅ヶ崎市は対外的に海のイメージがある。柳島は海岸ではあるがやや内陸の松林が中心であり、典型的な砂浜やそれに続く海の自然を対象に海のコア地域も必要である。

課題：これまでに設置されたコア地域ごとの組織は、自然管理を行う市民グループと行政からなる管理のための組織である。これに加えて地権者や利用者（散策、教育利用、近隣住民など）も含めた、コア地域ごとの情報交換を行うための組織の設置が望ましい。合意形成は困難であっても、それ以前の情報共有が必要である。

課題：保全対象地の購入や権利制限の代償のための財政担保システムが確立されていない。

施策の柱 1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

位置づけ：施策の柱 1.1 がコア地域を扱うのに対して、1.2 では広範な農地や樹林、河川、屋敷林などによる多面的な機能を扱う。薄く広く広がる生物多様性の受け皿であり、市民が日々接する自然でもある。開けた景観や緑の景観、散策場所としての公園的な機能や、高い浸透係数による雨水浸透による洪水防止と地下水涵養、広い水田面積を利用した水田における遊水池機能、緑地による都市のヒートアイランド緩和機能などがある。

課題：緑被面積は減少しており、経営耕地面積も減少していて成果が見えない。

課題：施策として何を行うと効果的なのか、全体のイメージが見えにくい。補助金や税金の減免と利用制約制度、良好な住環境の売り込みや観光事業などとの効果的な組み合わせによる施策を改めて設計する必要がある。

課題：少子に起因する高齢化もあつて耕作放棄地が増加しているため、このような地域の将来像の構築と効果的な対策が必要である。

課題：趣旨から名称（コア地域をつなぐ）、目標（緑被面積、経営耕地面積）、具体的な施策に至る流れを整理することが望ましい。（共通事項 1）

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

位置づけ：テーマ1を実現するための制度の整備に関するものである。

成果：コア地域に対する特別緑地保全地区の指定が進められた。（清水谷、赤羽十三図、準備中の地域）

課題：「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」が更新されたが、この条例は都市緑地法による「みどりの基本計画」の部分の推進を行うと記載されている。環境基本計画の立場からは、ここに含まれていない生物多様性基本法による「生物多様性ちがさき戦略」の部分に関する条例の充実が望まれる。

施策の柱 2.2 生物多様性の保全方針の策定

位置づけ：条例等より弾力のある行政計画やガイドラインの整備に関するものである

成果：都市緑地法による「みどりの基本計画」と生物多様性基本法による「生物多様性ちがさき戦略」を統合した「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」が策定された。

課題：「生物多様性の保全・再生のためのガイドライン」は未策定である。里山などの自然と同じ種類の生物をもつ生態系を人工的に造成することが技術的に容易でないことが明らかになってきているため、予定されている「緑化ガイドライン」を「生物多様性の保全・再生のためのガイドライン」とするためには自然の多様な生物相の保全に関する視点が必要である。

テーマ3 資源循環型社会の構築

施策の柱 3.1 4Rの推進

位置づけ：主に工業製品を循環させ、資源を有効に利用して社会全体から排出されるものを減らすための施策である。

成果：市民一人あたりのごみ排出量は削減されてきている。ごみの減量や分別などでは、個々の市民には改善の余地があるとしても、市として実施可能なことは行っている。

課題：フリマアプリの普及により社会情勢の変化が急である。これによりリユースやリフューズが影響を受けていると考えられるが、物の流れが市域を越えて広域化し、運輸業とネット上の決済システムで行われるため状況の把握も困難になっている。どのような社会のあり方が望ましいか、市では何を行うべきか、指標をどうするか、などにおいて新しいアイデアが望まれる。（共通事項2）

施策の柱 3.2 地域資源を活かす地産地消の推進

位置づけ：地元の農産物を市内で循環させ、資源を有効に利用して社会全体から排出されるものを減らすための施策である。施策の柱 1.2 に対して同時に寄与する事項も多いが、ここでは物質循環の観点から見てゆくことになる。

成果：茅産茅消応援団への参加店舗数が増加傾向にあり、地元産農産物の利用を促進する活動が行われた。

課題：趣旨から、名称、目標、施策に至る流れを整理することが望ましい。（共通事項1）

テーマ 4 低炭素社会の構築

施策の柱 4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

- 位置づけ**：テーマ 3 と同じく物質循環を扱うが、その中でもエネルギー循環に利用されることが多く、大気組成を変えて気候変動をもたらす炭素に注目している。
- 成果**：省エネコンテスト参加者においては電気使用量を削減できた家庭が少なくなかった。個々の市民や事業者には改善の余地があるとしても、市としては実施可能なことを行っているのではないかな。
- 課題**：空間スケールの不一致が見られるため、市内の CO₂ 排出量やエネルギー消費量は広域のデータを按分したものであり、市内での努力が数字に直接には表れない。他方で協力可能な一部の家庭や事業所のレベルでのモニタリングは可能である。目標達成度のモニタリングと取り組みの努力のフィードバック関係を確保できるような、空間スケールとデータ測定方法の設計が必要である。
- 課題**：新たな技術や社会情勢の変化として、小売電気事業者が多様化し CO₂ 排出量が異なるさまざまな電源による電力を選択して購入できる社会が実現する可能性があり、さらに自宅での太陽光発電やコジェネも現実的な選択肢である。これらに対応する新たな目標や施策が望まれる。（共通事項 2）

施策の柱 4.2 交通行政における温室効果ガス排出削減

- 位置づけ**：施策の柱 4.1 と同じ物質循環におけるエネルギー関係の炭素循環のなかで、特に交通部門を取り上げている。
- 成果**：化石燃料を利用せず効率的な自転車利用のインフラ整備では先進的である。
- 課題**：趣旨から、目標（温室効果ガス排出削減）、施策（現在は乗合交通や徒歩・自転車利用の促進）に至る流れを整理することが望ましい。（共通事項 1）
- 課題**：新たな技術や社会情勢の変化として、ハイブリッド車による燃費向上や電気自動車の普及がある。自宅での太陽光発電で自宅の電気自動車を運用することも現実的であるため、これらに対応する新たな目標や施策が望まれる。（共通事項 2）
- 課題**：上記の理由により、電動化が進む自動車の温室効果ガス排出量の推定は複雑化しており、個人が適切な交通手段を知ることには困難が伴う。充電や燃料製造に利用するエネルギー源まで遡り、化石燃料由来エネルギーを少なくしながら利便性や経済性を同時に向上させる環境型 MaaS アプリなどの公共ソフトウェアの発展が望まれる。

テーマ 5 計画を確実に進めて行くための人づくり

施策の柱 5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成

- 位置づけ**：人材育成の中で、特に市職員の環境意識と能力の向上を目指す。
- 成果**：C-EMS 関係では日常的に意識向上の取り組みがなされている。自然環境庁内会議では実務レベルでの部課間の情報交換により、結果として庁内における知識レベルの向上が行われた。
- 課題**：市の職員が教育を受ける側でなく、研究・開発・教育を行う側として研究発表や外部での講師を勤めることで、意識向上とレベル向上を計ることができるのではないかな。
- 課題**：環境基本計画の毎年進捗状況評価に他の課から実務担当者が参加するなど、

業務の中で環境関係の部門と他の部門が実務レベルでさらに協同することが、意識の向上や経験的な知識の獲得に役立つのではないか。

施策の柱 5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

位置づけ：人材育成の中で、特に市民や事業者の環境意識と能力の向上を目指す。

課題：市が事務局を担当していた環境市民会議「ちがさきエコワーク」が本計画期間中になくなった。環境関係の活動を行う市民同士の交流によるスキル向上の場を設けることが望ましい。

課題：地域ごとに、環境関係の活動を行う市民グループと地権者、事業者、利用者、周辺住民、市の担当者、などが情報交換できる場があれば、全員の知識の向上に有益であろう。

課題：市民の多くは小学校 3 年を過ぎると地域の環境活動に参加しなくなり、再び地域の環境活動に戻るのは定年後である。人生のライフサイクルを通して地域の環境活動への参加を促進する対策が必要である。

施策の柱 5.3 学校における環境教育の充実

位置づけ：人材育成の中で、特に学校教育の場における環境意識と能力の向上を目指す。

成果：スクールエコアクションなど、さまざまな環境教育活動が行われた。

課題：学校は教科や行事、生徒指導など多忙で環境教育に時間をとれないため、環境教育に参加できる学校は限られている。環境問題に関する事項を理科や社会などの教科の教材として整備すれば、教科の勉強の中で環境に関する興味を喚起できるのではないか。また、事業者や市民団体と連携した学校環境教育の実現についても今後さらに検討と工夫が必要である。

5 資料

5.1 目指すべき環境の将来像と現状との比較に関する委員の意見

【自然環境】

市内では、美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、文化遺産等が、共有すべき『貴重な財産』として認識され、適切に保全・維持管理されています。また、市街地にもみどりがあふれ、自然と調和した美しい景観が保たれています。そして、このような環境の中では多様な生物が健全な状態で息づいており、人々は自然と一体であることを感じながら暮らしています。

目指すべき環境の将来像に対する評価

- A 将来像に達している（0人） B 将来像に近い（5人）
C 将来像からほど遠い（5人） D 評価不能（1人）

自由意見欄

- ①将来像の表現に違和感があるが（2行目「適切に」3行目「あふれ」4行目「健全な状態で」）、Cの「ほど遠い」との評価はできない
- ②コア地域の自然環境の保全は、将来像に近い状態で維持されていて、市の取り組みは大いに評価できるが、コア地域に限定的で、コア地域をつなぐみどりの保全・再生、河川沿い等の自然景観及び市内緑被率、経営耕地面積、生物多様性の保全・再生等の観点では、現在の状況は将来像からほど遠くはないにしても、将来像からは遠い状況であると評価せざるを得ない。
- ③これまでの茅ヶ崎市は、人口増→自然環境の破壊の危険→自然環境保護の流れであったが、次期環境基本計画の時期には人口減となる。人口減の時代の茅ヶ崎市の将来像をどう想定するかが次期環境計画立案の重要課題と思う。
- ④茅ヶ崎のイメージの「適度さ」、「ちょうどよさ」感覚から考慮すると、適度な開発とともに、適度な保全という「適度なバランス」が、自然環境においても成立してきたように思われる。
個々の事案、細かい自然観に基づけば、最善とはいえないが、自治体として検討する総合的かつ総体的な「自然という財産」は、比較的良好な状態ではないか。
- ⑤緑地や農地が縮小するなかで、目指すだけでなく実現可能な目標とすべきではないか。
- ⑥以下同様だが、将来像は理想であり、その実現が、非常に困難であると考えている。一部は実現しているが、この段階で、「将来像に近い」とは言えず、「ほど遠い」とせざるを得ない。
- ⑦「目指すべき将来像」は抽象的で、どのようにも解釈できてしまう。具体的にどんなイメージを持つかは人それぞれであるので、評価もその人の持つイメージによって全然違うものにならざるを得ない。
私の理想像から考えると、市街地でも北部の里山地域でも緑は失われつつあり、生物多様性も生物の個体数も減っている。「人間も自然の生態系の一員である」と感じながら暮らしている人はどのくらいいるだろうか。なので、Cという評価になる。
- ⑧残されている課題の多くは一部の市民（事業者）に自然の保全に理解と共通認識がないことから生じていることであり、努力していても解決は難しい。
- ⑨冒頭にあげられている①「美しい海」への取り組みと、冒頭ではなく「等」で終わる列挙の中の最後にある②「文化遺産」についても、計画の中での取り組みがほとんど見られない。
それぞれ「美しい海」は「自然」と「文化遺産」は「人間社会」の「極」にあるもので、環境行政にとって、まさにそれらの間のバランスの追求こそが要であるにも関わらず、具体的な施策が計画されていないのは象徴的ですらある。
それらへの一層の取り組みが求められると思う。
- ⑩「共有すべき」とあるがその対象となる「ひと」もしくは「団体」が明確ではなく、進捗が判断できない。

【資源循環・環境負荷】

市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせず有効利用するよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・低炭素型の生活や事業活動を実施しています。また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した人々の暮らし方は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています。

目指すべき環境の将来像に対する評価

- A 将来像に達している（0人） B 将来像に近い（5人）
C 将来像からほど遠い（7人） D 評価不能（0人）

自由意見欄

- ①本市の豊かな環境とは？ 湘南と呼ばれる海岸地帯、丘陵部のコア地域は豊かとは言えない状況にある（砂浜の侵食、多様性の減少）。
- ②市のこれまでの取り組みは評価できるが、CO₂ 排出量が基準年度に戻っていること、ごみの排出量、リサイクル率、地産地消応援団参加店舗数、公共交通利用者数、等の実績から、現在の状況は将来像からほど遠くはないにしても、将来像からは遠い状況であると評価せざるを得ない。
- ③ごみ処理の問題は、市の担当課も述べているように危機的な状況にある。ごみの有料化をはじめ抜本的な対策が必要である。
- ④IPCC の「1.5℃特別報告書」や日本政府の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」などからも分かるように、私たちは今の社会を 2050 年に向けてカーボンフリーの社会に作り替えなければならない。そのための時間は余り残されていない。現在のエネルギーや資源の利用状況から考えると、評価はCとなる。
- ⑤自治体のみに責任があるわけではないため、C 評価はかなり厳しいが、個人の価値観に直結する行動には変化が見られても、市域としてのまとまりや集合的な展開という点ではまだまだ行政の努力と工夫が求められると感じる。景気の変動や、金銭の支払い能力に影響されない「環境行動の文化化」に、市はいつその取り組みをすべきではないか。
- ⑥「茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれている」るのであろうか。もし「市外の人にも」育まれているとするならば、それらを一層掘り起こし、もって計画の強化に役立つような具体的な施策が望まれるのではないかと思う。

【人材育成】

本計画に掲げられた環境保全の取り組みは、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。そして、このような環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体や他地域との連携と、市外への情報発信によって、市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献しています。

目指すべき環境の将来像に対する評価

- A 将来像に達している（0人） B 将来像に近い（7人）
C 将来像からほど遠い（4人） D 評価不能（0人）

自由意見欄

- ①市民等の意識を変革するための取り組みなので、一朝一夕に効果が上がらないのは当然。職員は地道に取り組んでいると評価できる。
- ②庁内における環境意識の向上に関しては C-EMS の適用、各種外部研修を含めた職員研修等を継続して実施されている点は将来像に近いと評価できる。市民・事業者の環境意識啓発に関しては、茅ヶ崎独自の「ちがさきエコネット」の運用、「まっぷ de ちがさき」等による公表、2市1町の広域連携事業(湘南エコウェーブ)としての取り組み、茅ヶ崎の自然や風景等の情報提供等、市の取り組みは評価できる。しかし、エコファミリー会員登録数(499世帯：令和2年度目標10,000世帯)、エコ事業者登録数(16事業者：令和2年度目標700件)の実績から、目標が理想的な数値であるが、現在の状況は将来像からは遠い状況であると評価せざるを得ない。
- ③推進体制の整備と人材育成・意識啓発は進んでいるが、実際の環境問題の課題が大きく、環境問題の解決に十分対処できていない。
「持続可能な社会」は、国の第五次環境基本計画にも取り上げられているように2015年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に定められたSDGsが基本になる。
- ④「市外への情報発信」「市域を越えた」という箇所は具体的にどのようなことをしたのか分かりにくく、評価しにくい。
- ⑤計画策定や、意識啓発につながる情報発信は、市として熱心に取り組まれており、その成果が（部分的であっても）市域で確認されているのは望ましい。
ただし、計画が相互に連動する場合の自治体の対応、市民や事業者の役割の調整などは整備が必要で、今後に期待したい。
- ⑥自然環境団体ヒアリングでは多くが「望ましくない方向に進んでいる」と効果に否定的であり、「次期計画」では対応策の見直しが必要である。
- ⑦2050年に向けてカーボンフリーの社会を創り上げていくためには、本気になって取り組む人材が多数必要だが、残念ながらそういう人材が育っているとは言い難い。また、現在の茅ヶ崎市内の行政・市民団体の取り組みの中で、全国に向けて発信できるものは少ない。したがって、評価はCとなる。
- ⑧「市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献している」かどうか、と結論するには検証が不十分かと思われる。

5.2 施策の柱ごとの評価シートに対する委員の意見

施策の柱 1.1

コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①コア地域を何とか保全しようと努力されていると思います。
- ②「事務局の進捗度 2. ある程度進んでいる」に同意する。
- ③現在取り組んでいる、市民によるモニタリング調査を継続することが必要と思う。
- ④近隣地域との一体化した保全や異なる土地所有形態などによる管理手法の違いなど、より一層の働き掛けが必要ではないか。
- ⑤施策の柱 1.1 に掲げられた 12 の重点施策に関して、実施したこと、実施できなかったことにばらつきはあるものの、継続して保全管理に取り組んでいることは評価できる。ただし、継続的な財源確保のための新規方策の確立を含めて、環境政策課は実施できなかった保全に対する具体的施策の取り組みのスピードアップを景観みどり課、都市計画課等の関係課、地権者、市民保全団体及び市民と連携して進めていくことが重要である。
- ⑥長谷、行谷地区の取り組みについては、地権者があり、市だけの考えでは進められなかったことは理解できる。
- ⑦地元での説明では、小出第二小学校は建設しないことが、約 40 年前に決まっているのではないかと？
- ⑧河川管理者である国との意見交換で、どのような意見が交わされたのか？
- ⑨市ができることは概ね実施されているが、私有地等の市以外の土地所有者が関わる取り組みに関しては実施・解決が困難であるものが多く、課題として保留になりがちである。
- ⑩「柱」の前段の「コア地域」は、全体の中での、それぞれ異なる、国等他の行政や「民間」等の「関係者別」との協働という、それぞれの重点施策ごとに、いわば、それぞれに選ばれた「試行」「典型」「リーディング」「サンプル」地域として「役割」を負っている本計画において、少なからぬコア地域で不実施に至ったことは致命的なことと思う。せめて、その「事実関係」はもちろんのこと、今後の失策を防ぐためにも、まずは、そうした事態を招いた「主因」についての明記が望まれる。
また、同じく、「柱」である後段の「財政」についても、国等他の行政体や「民間」等の多方面の資金を要する計画である以上、「みどり基金」など、茅ヶ崎市以外の他の資金の進捗状況に左右されるのはもとより自明なこととして予想されていたこと。この施策は、まさに、そうした揺れ動く第三者資金環境という中で、耐え得る茅ヶ崎市としての「財政担保システムの確立」であると思われる。一過的な不具合ではなく、計画終盤にまで第三者資金「待ち」の状態が原因と思われ、計画の根幹を揺るがすものとして、「確立できなかった」の短い総括に留まらないものが望まれる。
「コア地域」同様、その「事実関係」はもちろんのこと、今後の失敗を防ぐためにも「主因」の明記が望まれる。
- ⑪理念の設計、ならびに、啓発・事実の発見に関する取り組みは総体的にうまくいっている。反対に、理念を具体化する取り組み、自然の価値に向けた創造的な取り組み、意味づけや解釈の提示といった行動には、難しさが残るといった印象である。
残すべき自然をしっかりと残すため、より具体的な茅ヶ崎市の行動が計画されるべきである。
- ⑫各コア地域ごとに保全管理計画を作成し、活動団体と行政が連携して保全管理作業を進めていることは確かだが、すべてがうまくいっているわけではない。

■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑬国や県の補助金を上手に活用して、単なるバラマキにならないよう、効果的かつ効率的な

取り組みを進めてください。

- ⑭清水谷、平太夫新田、赤羽根十三図、柳谷、柳島及び長谷、行谷の保全管理計画に各自然環境団体の報告を次期計画に反映すること。
- ⑮自然環境の消失を防ぐ施策の取り組みが必要。
- ⑯財政担保システムの確立に関しての取り組みが弱いのではないか。
- ⑰特別緑地保全地区に関して、未指定の候補地区に関して、候補地の根拠を明確にして指定に向けた検討を進めることが必要である。コア地域における若手の環境保全ボランティアの育成も保全の底辺を拡大するために充実することが望ましい。更に「茅ヶ崎市総合計画」、「ちがさき都市マスタープラン」、「緑地の保全及び緑化に関する基本計画」、「茅ヶ崎市景観計画」等の他の計画との関連性を明確にし、整合性を図って、効率的に取り組むことが重要である。
- ⑱資金を安定的に担保する仕組みがなければ動けない。新たな財源確保策の見通しがあるのだろうか？
- ⑲コア地域の土地利用が行われる場合に、残された自然をどのような方策で保全するのかの検討が早急に必要。
- ⑳それぞれの課題と取り組みごとには概ね努力が重ねられたと思われる。
しかし、上記や「課題」での報告のとおり、「土地利用」、「隣接地の保全」等々の「外部的要因」による、取り組みの阻害要因については、個別的、偶然のことではなく、もとより、茅ヶ崎市はもちろんのこと、茅ヶ崎市民の力が、質量ともに及ばない、「強大」な「他や外の行政」「人間社会」「自然」に大きく「依存」し「左右」されるのが「環境」、「環境行政」の根幹にあるものであると思われる。
「課題」での報告にある「自然環境の消失を防ぐための資金を安定的に担保する仕組みがない」など財政的にも限られていると見られる茅ヶ崎財政が、包括的な計画を許さず、限られた「コア地域」に「基本計画」が限られたことにも鑑みて、限られたリソースの中で、本計画の実効の阻害要因の解明から始まる、将来の取り組みへの修正、再確立が肝心かと思われる。
そうした意味で、年次総括と違って、「方向性」には「検討」記述に限らない具体的な阻害要因と対策の明記が望まれる。
- ㉑「取り組みの方向性」の欄に「具体的な取り組みを検討」と記載があるとおり、やるべきことを具体化するのとはとても重要である。
今後、取り組み内容はさらなる具体化・明確化を急ぎ、必ず次の計画づくりにつなげてほしい。
- ㉒開発行為が計画されている地域に関しては、自然がなるべく保全される工夫が必要。
- ㉓活動団体とより深い意思疎通を図り、保全作業がうまく進むように努力が必要な部分がある。
- ㉔緑のまちづくり基金運用ガイドラインの策定を急ぐ必要がある。

■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ㉕平成31年3月に策定された「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の具体的な運用展開を図ること。
- ㉖素案1ページ「将来像」第2段落「共有すべき」とあるが、「保全管理計画」策定ではどのように共有されたのか。一部関係者で共有されたのではないか。進捗に懸念がある。
- ㉗「緑のまちづくり基金」の必要想定額はどの程度なのか。本取り組みが「意識啓発」を目的としたものでないならば、可能か否かの判断のために算定する必要があるのではないか。
- ㉘計画実施は市民が目指すものであり、自然環境評価調査には市民を前面に出した方がよいと思う。
- ㉙「財政担保システムの確立」に関する目標が抜けている。どのようなシステムを目指して

いるのか？

- ③⑩目標2に関して、保全管理計画が作成されていない地区における自然環境保全施策の検討が必要である。
- ③⑪人口減になったときのコア地域の将来像をどのように見るかが大きな課題
- ③⑫目標をより具体的な内容に変更するのは良い。モニタリング調査の継続的な実施だけでなく、調査結果をどのように解釈し、保全政策に活かしていくのかという視点も重要。
- ③⑬目標にある「データの更新」と「組織、計画設置」は「コア地域」それぞれの「存立」「持続」の根本的な前提あつてのことであり、それが阻害された場合の目標の妥当性評価が望まれる。
おそらくは、特定「重点施策」の特定「コア地域」の存立が危うくなったとき対する「計画」や「目標」の柔軟性と実効性を確保するため、「重点施策」に（重複を含め）複数の「コア地域」を設定したり、計画内に「コア地域」変更手順が組み込まれていたりしたことが望まれていたと思われる。
むしろ、限られた行政資源の中での「環境計画」の要諦はそうした「融通性」「柔軟性」が「行政」「計画」として望まれるのではないかと思われる。
- ③⑭データ取得や確認をこえた目標や、目標設定のための議論が望まれる。
「自然」を「保全」する方法を明示した目標を設定してほしい。
- ③⑮目標が「モニタリング調査の実施とデータ更新」「活動組織の設置と保全管理計画の作成」であるが、実際は活動団体と行政が連携して保全作業を進めている。目標に「市民との協働による保全作業の円滑な実施」などを入れた方がよかった。

施策の柱 1.2

コア地域をつなぐみどりの保全と再生

■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①斜面林保全や遊水機能土地保全など、みどりを守るだけでなく、防災上も有効な取り組みを進めていることは良いと思います。
- ②「事務局の進捗度 3. あまり進んでいない」に同意する。
- ③緑被面積確保の手段が「耕地面積の確保」というのは無理があるのではないか。耕地はあくまでも「農業者の生産手段」であり、結果として「緑被面積確保」に貢献しているに過ぎない。しかも、若手農業者や新規就農を希望する人もいるが、全体的な傾向としては後継者の確保が難しい状況である。考え方を変えた取り組みが必要なのではないか。
- ④緑被率は一度下がればほぼ回復不能・・・目標達成は困難。
- ⑤保存樹林・樹木、生垣築造の助成及び記念樹配布は市の緑の保全に有効で評価できる。また援農ボランティアの斡旋・養成講座の開催、市民農園の新規開設等の農業支援も農地の保全・再生に有効で評価できる。なお、重点施策14における農業支援による農地の保全・再生は、施策の柱3.2の重点施策25における地産地消の推進の取り組みと整合性をとって協調して進めていく必要がある。
- ⑥高齢化少子化の更なる進展に伴い、農業従事者数の減少と耕作放棄地の増加は止められないのではないかと。解決策として考えられるのは、需要の多い市民農園の拡大と市民活動団体の活動拡大。
- ⑦取り組みを概ね予定通り実施できている。
- ⑧それぞれに懸命の努力が尽くされているとは思ふものの、総括には、事項の列挙で、それぞれが、どの程度取り組まれたか、実施数、実施金額、実施率をはじめ実効性等、量的な総括がなく、コメントし難い。

- ⑨「みどり」を単体の対象として見る場合、また、実体としての植物相として見る場合、「みどりの保全と再生」について、それなりの取り組み事例と成果を確認することができる。
- 他方で、「コア地域を『つなぐ』」ための創造的な取り組みは少なく、どのようにつなぐのかについて、より明確な理念が求められているように感じられた。
- ⑩緑被率を見ても、経営耕地面積を見ても、減少傾向がずっと続いている。何かもっと有効な施策がないものか、歯がゆい思いがする。

■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑪実際に活動している市民団体のアンケート結果『望ましくない方向に進んでいる』がほとんどであり、成果が評価されていない点、重く受け止めて対応すること。
- ⑫総括評価（案）のとおりと思う。
- ⑬今後増大するであろう耕作放棄地について、耕作地としての維持以上に、生物の生活場所としての環境維持のための工夫の必要性がより一層増すと思われる。
- ⑭「農地保全のために、高齢化と高齢化に伴う担い手不足への対応、耕作放棄地対策など、農地の保全・有効利用のために引き続き農業施策を実施していく必要がある。」との課題認識は評価できる。平成 22～27 年における農業就業人口の推移において高齢者を含む 35 歳以上農業人口は約 11%減少（731 人→650 人）しているが、13～34 歳の人口数は少ないものの逆に 1.7 倍に増加（32 人→55 人）していることは若者の農業従事意識が高まりつつあると考えられる。近隣市町と協力連携した新規就業者受け入れ、また、経営農作地面積の推移において、農作地の 75%以上を占める畑の面積の減少傾向が著しいこと等を勘案して、農地保全のための農業施策として、農業技術の伝承等を含めた養成講座等の更なる推進のための補助・支援が有効と思料する。
- ⑮上記⑥と同じ。
- ⑯高齢化に関わる問題は今後さらに進む課題であることから、農地保全・有効利用を推進する施策の検討は継続して必要である。
- ⑰残念ながら「農業政策」の課題と取り組み、しかも全体としての記述が主体となって、「環境基本計画」への報告が従属的になっている。
- 7つのそれぞれに違う施策を担った「コア地域」を「つなぐ」（概念的には $(6 \times 7) / 2 = 21$ の）「回廊」のそれぞれのみどりの保全と再生に関しての課題と取り組みの方向性の記述が望まれる。
- ⑱今後も、農業施策を重点化するのは重要かもしれない。とすると、農業とみどりのつながりをこえ、経済面や生業の面との接点を見つける必要がある。
- また、農業との接点とは異なるみどりも市内には存在するはずであり、適切な言い方ではないかもしれないが「みんなのみどり」を具体化する方向性が必要ではないか。
- ⑲保管理が行われている地域以外の自然（緑の回廊等）の重要性の普及啓発が必要。
- ⑳身近な昆虫や鳥の減少も問題である。その原因は不明確ではあるものの、緑被率の減少だけでなく、身近な自然の劣化や農薬等も考えられる。予防原則の観点から、対策が望まれる。

■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ㉑歴史文化交流館整備の事業は評価が容易であるが、斜面林や海岸のみどり及び農地の保全など直ちに効果が上がらなくても、地道な活動の支援に注力していきたい。
- ㉒財政的に難しいのか、今まで行っていた分析の精度は問題ありだったのか。そのうえで別の指標の検討が必要であれば妥当と思う。
- ㉓コア地域をつなぐ「みどり」の質に関する目標も必要ではないか。
- ㉔緑被率とは異なる指標として、人件費を含めた調査の費用対効果、有効性の観点で、これまで蓄積された緑被率測定データと対比可能な指標を選択することが望ましい。緑地の確

保量の指標も考えられるが、他府・市・区等で実施されている緑視率測定、ドローンや使用制限があるかもしれないが、インターネットで公表されている航空写真、ストリートビューを用いた、緑被率・緑視率測定も検討することを勧める。

- ㊤航空写真による緑被率を指標としているが、ドローンの活用などは考えられないか？
- ㊦緑被率 28.5%という目標値の根拠が不明である。航空写真からの緑被率も一つの情報として意味があると思うが、毎年同じ精度で算出して数%の増減の推移を把握するのは困難と思われる。精度が安定した指標があれば変えた方が望ましい。
- ㊧「目標の妥当性」にある「指標」の不適切性の指摘は重要な要点の一つと思われ、上記の「総括」や「課題と取り組みの方向性」でのコメントでの観点を含め、「妥当性」を「評価」する「指標」にとどまらず、そもそも、それらを「測る」措置や手順が欠けていると思われる。
- ㊨指標としての緑被率と、その向上のための取り組みという従来のセットは、分かりやすく、評価もしやすいものであった。
ただし、緑被率だけに頼らない「コア地域」と「みどり」の関係づくりが、今後の目標に加えられてもよいと感じる。
- ㊩緑被率と経営耕地面積という数値目標を掲げるのは効果が分かりやすく良いことだが、自然の質を上げるという指標（生物種の数、個体数、使用農薬量など）は考えられないか。

施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①市独自の条例を制定し、その都度見直しや改正を行っている点は評価できます。
- ②条例の制定、コア地域、保全地区の位置づけは自然環境保全への第一歩である。制定、位置づけ（指定）の第2ステップとして市民全体に市の財産として共有を図ろう。
- ③都市化の進行に対し計画が取り残されていると思う。
- ④「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の施行、みどりの保全地区や市民緑地、みどりの管理団体等の規定を整備したことは評価できる。また、特別緑地保全地区に清水谷及び赤羽根字十三図周辺を指定できたこと、湘南海岸保全配慮地区を位置づけたこと、茅ヶ崎駅周辺と茅ヶ崎南東部を緑化重点地区に位置づけたことも評価できる。
- ⑤「みどりの保全」と、保全がテーマになっている。本年3月策定の「みどりの基本計画」でも同様に思う。
- ⑥新しい保全の仕組みを運用する準備が整ったことは評価できる。
- ⑦最初の目標の「土地利用のルールづくり」にとどまらず、二つ目の目標として、具体的な地域の保全に取り組んでいる努力を評価したいものの、目標の40%の達成に留まっているのは残念に思われる。その主因の記載がないものの、この総括からは、「環境計画」と「みどりの計画」との二つの計画の間の微妙な齟齬が想起される。
- ⑧ルールづくりに代表される「枠組みの設定」は比較的うまくいっている。
ただし、その後の「枠組みの運用」には、さらなる工夫が求められる。
ルールをいかし、そこから意味ある成果を残そうとする意思が大切かもしれない。
- ⑨条例制定と保全すべき地域の指定という目標は達成されたが、前項の緑被率の減少から見て、自然破壊の有効な歯止めになっているかという疑問は残る。

■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑩「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」を市民に広報・発信して、自然と一体であることを感じながら暮らして行く将来像に近づけよう。
- ⑪確かに「特別緑地保全地区等の指定」は市民全体としては「低コスト」かつ「効果的な手法」と考えるが、「低コスト」であるのは「所有者等に負担」させているためではないか。「共有」を徹底する必要がある。
- ⑫建築や埋め立てなど、一定の行為に制限をかけないといけないと思う。
- ⑬規定は整備されているが、具体的に保全地区に指定された地区は少なく、今後の計画を再検討する必要があるのではないかと。目標にある「保全すべき地区の指定」が行えていないのは問題ではないか。
- ⑭④で上述した地区以外の特別緑地保全候補地区の指定を地権者、管理保全団体、市民団体、保全ボランティアと協議・連携して推進することが重要である。
- ⑮人口減をチャンスと捉え、みどりの拡大、みどり豊かな茅ヶ崎を売りとする観光事業など、攻めの戦略は考えられないであろうか？
- ⑯今後は整備した仕組みを活用して実際に保全地区の指定を実施し、保全管理を進めていく必要がある。
- ⑰具体的な「課題と取り組みの方向性」が記述されており、評価できるものの、計画終期に及んでの明記ではなく、計画期間内に具体的な取り組みに取りかかっていると惜しまれる。
- ⑱「協働による管理を推進」という記載について、その実現を大いに期待したい。
- ⑲特別緑地保全地区だけでなく、自然が残っている地域を保全するためにも、自然環境庁内会議をさらに有効に機能させることが必要ではないか。

■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ⑳ルールづくりに終わらせず、実生活につながるように市民参加を呼びかける。
- ㉑総括評価（案）で妥当と思う。
- ㉒目標 5 の条例改正の実現は評価できるが、条例に記述のある基本理念に沿った施策を検討することは今後重要であると思料する。例えば、第 3 条の（基本理念）に記述があるように、緑の保全、再生及び創出は災害の防止、レクリエーションの場の提供を含めて将来にわたって市民がみどりの恩恵を受けることができることへの施策の充実も検討する必要がある。
- ㉓上記㉑と同じ。
- ㉔目標 5 は、「自然環境の保全に関する条例を制定し、」のところまでが達成されたと評価できるが、「消失の危機にある自然環境を保全していく」の文言については、運用の状況によるのでまだ評価できないのでは。
- ㉕上記の通り、具体的な地域の保全に取り組んだものの、「ルール」の「妥当性」や限界がみられることから、さらに進んだ「土地利用のルールづくり」が計画期間内に具体的に取組まれることが望まれた。
とりわけ、他の「施策の柱」では財政的な限界が目標達成の阻害要因の一因になっている中、「ルールづくり」はすぐれて行政としての「権能」を（困難は伴うとは思うものの）存分に発揮でき、すべき活動であると思われる。
その観点からいっても、他の施策と連携しながら市民の理解と参画をもとめる機動性が望まれる。
- ㉖ルールづくりを主眼とし、ルールの設定だけを目標とするのは、今後のあり方として不足感がある。
運用面を想定した目標をセットすべく、さらに工夫を重ねてほしい。
- ㉗目標 6 の「貴重な自然環境を有する地域を保全していきます」は目標 2 の「活動組織を設置し、保全管理計画を作成します」と内容が重なっている。

■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①「2. ある程度進んでいる」に同意。
- ②目標達成ができていないなかで、毎年自然が失われていく。
- ③自然環境評価調査の実施及び「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の策定に向けた検討は評価できるが、生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成をスピードアップすることが必要である。
- ④新しい「みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」とあるように、真に戦略的な活動を期待する。
- ⑤自然環境評価調査と茅ヶ崎市生物多様性地域戦略の策定に向けて、ある程度検討が進められている。
- ⑥「多様性」と「みどり」の統合は、環境政策の要である「自然」と「人間社会」の擦り合わせ、バランスそのものの「統合」であり、そうしたものを総合した「環境基本計画」との「屋上屋を重ねる」ことがないよう、いかに配慮するかが肝心と思われる。
とりわけ、他の施策に見られるが、「みどり」は、実態的に「農業」への傾きが大きく、また、さらに単純な生態系に留まらず、「温暖化防止」への傾斜も強いいため、すでに「環境基本計画」内の微妙なバランスとの齟齬が垣間見られる。それ以上に、人為とは遠い「自然」の「多様性」の「導入」は、根本的な齟齬をはじめから強く内在していたと思われる。
そうした中であって、「多様性」施策の遅滞は想像に難くないものであり、そういった意味でも、最上位に位置しているはずの「環境基本計画」の総括には、そうした、比重の置き方の課題に関する記述が望まれる。
ともすれば、市民の間で、優先順位に揺らぎが生じがちなそうした「みどり」「多様性」「農業」「温暖化」等の間の施策の策定にあっては、そうした、異なるもの同士の調整機構、手順、そのための評価を計画内に内在することが肝要であると思われる。
そのためにも、基礎データや試行ガイドラインの形成に、遅滞ではなく、短期間に失われる「保全」を取り返すにはより多くの期間が必要なことに鑑み、試行錯誤を前提にむしろ、拙速が望まれるところであったと思われる。
- ⑦方針の策定が施策ゆえ、目標年度まで時間をかけ、着実に取り組む姿勢は良い。
時間を使い、しっかり検討して、策定を目指してほしい。
- ⑧今年の 3 月に生物多様性地域戦略を策定するところまで進んだのは評価できる。その具体的な行動のガイドラインとその成果はまだこれからなので、内容の評価までできない。

■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑨ガイドラインの作成をできるだけ早急に進めてください。
- ⑩平成 31 年 3 月に「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」を策定したばかりです。具体的に活動を進めましょう。
- ⑪目標達成のためには、スピード感を持った取り組みが必要と思う。
- ⑫策定を目標とした方針などが策定可能であるか、後送りにしたものも合わせ、今後のスケジュールも含め、チェックが必要でないか。
- ⑬「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」に位置づけた取り組みの推進は「生物多様性の保全・再生のためのガイドライン」に沿った取り組みであることが望まれることから、ガイドラインの作成を早急に進めることが重要である。また、緑化ガイドラインの作成には、前述の施策の柱 1.2 で検討される緑被率による数値と生き物の生息・生育環境の関係を調査し、緑被率（緑地の確保量、緑視率?）を用いた指標を含めることが適当と思料する。

- ⑭上記④と同じ。
- ⑮生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成が必要。
- ⑯「地域にふさわしい在来種」とは何かが難題かと思われる。
近來の「生態系」に関しての論議の揺らぎと、社会の急速な変化の中であって、「在来種」をどの程度の空間的、時間的規模で見ると、地域に相応しい「多様性」とは何か、暫時、柔軟に、設定する仕組みが望まれていると思われる。
- ⑰方針づくりという目標に対し、これを目指す取り組み実績があるのは好ましい。
それゆえ、その後の活用・運用こそ大切に、取り組みを継続してほしい。
- ⑱生物多様性が失われつつある現状を考えると、ガイドラインの策定が急務である。

■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ⑲ガイドラインの作成には、具体的に写真、地図、絵を参考に取り入れて市民が参加しやすいように。
- ⑳30 ページ「目標の妥当性」にあるように、「何をどのような状態にするか」を明確にすべきと考えます。もちろん在来種の保全は重要なことですが、「稲」はどうだったか。「共有」がしっかりなされていない取り組みは難しいのではないかと。
- ㉑総括評価（案）で妥当と思う。
- ㉒環境基本計画（2011 年版）では、市民の理解を得た上での、計画の策定やガイドラインの作成であることから、目標設定は理解できるが、次期環境基本計画では、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」、今後策定される上記の計画・戦略及びガイドラインの基本理念に沿った取り組みに対して適当な指標を用いた目標設定が必要である。
- ㉓人口減をチャンスと捉え、生物多様性の拡大、生物多様性豊かな茅ヶ崎を売りとする観光事業など、攻めの戦略は考えられないであろうか？
- ㉔市のコメントの通り、今後はより具体的な目標設定にすることが好ましい。
- ㉕記述の通り。
- ㉖国や県の方針、ならびに世相に合わせた目標設定は重要であり、これに基づく計画・施策の決定は重要である。
この意味で、策定後の茅ヶ崎市のあり方や、策定後の保全活動に配慮した記載となっている点が、妥当性の説明として好ましいと感じる。
- ㉗枠組みを整えるという内容の目標なので、それ自体は必要なことだが、具体的な行動や成果について評価できない。

施策の柱 3.1

4R の推進

■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①やれることはよくやっていますので、比較的順調にごみの排出量の削減も、リサイクル率の増加も進んできたと思います。
- ②「2. ある程度進んでいる」に同意。
- ③設定された目標に到達していない。
- ④マイバッグ推進活動、ごみ処理意識啓発、生ごみ処理容器・機器の購入補助等の取り組みは評価できる。リサイクル・リユースに関してはリサイクルショップ、インターネットを通じてのリサイクル・リユース・中古譲渡等が普及してきていることから、市の取り組み方法も時流に合わせると良かったのではないかと。市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量及びリサイクル率の推移で、平成 24 年度の分別品目の拡大による効果が観られたものの、その後、5 年間は停滞していることから、何らかの抜本的な対策を講じなければ、目標達成は

困難と思料する。今後、家庭ごみ回収有料化が契機となり、ごみ排出量が大きく減量すること期待する。

- ⑤4R をバラバラに進めるのではなく、相互に深い関連があるので、統一的に進めては？

終局の目的は、市民1人あたりのごみの排出量減。

- ⑥事業系一般廃棄物の排出量減

- ⑦取り組みを概ね予定通り実施できている。

- ⑧目標の二つともが量的論述になっているにも関わらず、それぞれの重点施策の総括が事項の列挙に限られ、どの取り組みが、どの程度「量的」に寄与したかを判定するための、計画前や計画中的実績推移を示す基礎数値がないので、総合的に評価するにしても無理があると思われる。

とりわけ両目標とも、それぞれの過去の推移実績からいっても、相当程度の「飛躍」が望まれる高い「目標値」が明示されていることから、思い切った、そして財政的にも高負担な、個々に有為・有効な施策の実行が求められていることから、個別の施策にあっても、途中期はともかく、終期にあっては、今後の妥当性、費用対効果の勘案に何らかの寄与が期待できる数値明示が必要かと思われる。

- ⑨啓発、情報提供は、市としてやるべきことであり、これがしっかり行われてきたのは良い。

取り組み設定においては、想定しうる取り組み、イメージできる取り組みを土台としつつ、時代の変化に合わせた小幅な施策の変更・改訂・調整を認め、社会状況とともに見直し可能な施策も作っておく必要があるのではないかと思われる。

- ⑩リフューズ、リデュースに取り組んだのは具体的にはレジ袋だけだが、簡易包装や不要なものは買わないなど、他のアイデアはないのだろうか。

■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑪すでにある程度対策が進んだ現状では、さらに一段取り組みを進化させないと、次年度の目標達成が厳しいだろうと推測します。

- ⑫「家庭ごみの有料化の導入」検討がなされているが、市民1人1日あたりのごみの排出量は減少しているのに対して、逆方向にある。市民の理解が得られ難い。

- ⑬リフューズの推進に限界があるのではないか。市民は購入したりもらったりする時点では「必要だと判断」しているからこそその行動だ。リサイクルやリユースに力をいれるべきではないか。

- ⑭取り組みは行政がすべて行う必要はない。メルカリ、リサイクルショップ、リサイクルに取り組んでいる民間団体等の情報を広く周知することでよいと考える。

- ⑮もちろん環境フェアでの啓発は必要ですが、環境フェアに来場する人の意識はすでに高いので、さらに取り組みを広げる必要があるのではないか。

- ⑯ごみの減量、分別意識を高めるための施策を、より推進する。

- ⑰リサイクルに関しては、民間の活動が活発なことから、市民のリサイクル・リユース意識は高くなりつつある。市の回収によるリサイクル率の向上に繋がる施策よりも、廃プラごみや食品ロス、家庭ごみ回収有料化に伴った新たな課題に対応する施策が重要と思料する。特に茅ヶ崎海岸を含めた神奈川海岸美化において、プラごみが人工ごみ総量の中で60%を超えていることを勘案すると、廃プラごみ対策は喫緊の課題であることから、漂流プラごみも含めた早急で具体的な施策の検討が必要である。

- ⑱多くの啓発活動が行われているが、その効果はどの程度あるのか？

- ⑲リサイクルをさらに進めるためには、市民に対する効果的なPR活動や情報提供が必要。

- ⑳4R 全般、とりわけリサイクルに関しては、ペットボトルの蓋のように、①費用対効果を重んじるか、そうした直接的な効果よりは②「啓発」効果を重んじるか、のどちらかの選択が根本にあると思われる。

市内、市外の「環境」を合わせての判断が必要なものであると思われる中で、そうした取

り組みがないのが惜まれる。

- ㉑この目標が、ライフスタイル確立の宣言であり、そのライフスタイルを市内に定着させるという趣旨であれば、取り組みの方向性を決める行動計画もそこに焦点を合わせて決めるべきである。

環境課題と生活をつなぎ、それを巧みに説明する取り組みを明示しておくべきではないか。

- ㉒事業者への働きかけにもさらなる工夫が必要ではないか。

- ㉓啓発活動については、なぜその行動が必要かを大きな視野で理解できるようなものが望ましい。

- ㉔プラごみによる海洋汚染のキャンペーン等にも取り組む必要がある。

- ㉕食品ロスについては、単なるもったいないキャンペーンではなく、食料自給率やエコロジカルフットプリントなど関係づけたキャンペーンも必要ではないか。

■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ㉖学校給食の実施は早急に実行していただきたい。残渣処分、未利用食品など、ごみの減量化は学校、行政だけでなく、スーパー、コンビニ等民間業者と一緒にになって取り組むべき。

- ㉗目標設定に無理はないと思うが、ごみの排出量、リサイクル率は横ばいで何らかの施策の転換が必要なのか。

- ㉘茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画で設定されている目標であることから妥当性があることは理解できるが、現行の数値目標（ごみ排出量及びリサイクル率）の達成は非常に困難と思料する。また、④⑰で上述したように、市が取り扱うリサイクル率の向上は、リサイクルショップ等の普及を考慮した数値目標の設定が望ましい。

- ㉙リサイクル、リユースは民間企業が主導で進展してきている。リサイクル品、リユース品のかなりの部分が民に渡って有効に活用されている。リサイクル率を指標としていくのは無理がある。

- ㉚目標は妥当と書かれているが、目標 10 のリサイクル率を令和 2 年度までに 27.0%にするのは難しい状況で、注釈に令和 2 年度の目標値を見直すとあることから、「目標は妥当」という市の評価は不適當なのでは。

- ㉛記述にある、上位計画と下位計画の目標が一致することは、むしろ当然であることと考えられ、それが明記されることに不安を感じる。目標が一致することに「妥当性」の有無を評価することに留まらず、目標値への達成度を目途とした「妥当性」が求められると思われる。

- ㉜妥当性の欄の記述は、確かにその通りである。

しかし、他課の計画目標をそのまま環境基本計画にスライドさせるだけではなく、環境政策としてのねらいを読み取ることが可能な記述や目標をもっと増やしてもよいと感じる。

- ㉝数値目標としては、あと少しで達成できるというレベルなので、妥当だったと思う。

施策の柱 3.2

地域資源を活かす地産地消の推進

■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①「2. ある程度進んでいる」に同意。

- ②限られたなかで農水産業に対し活性化しようと努力している。

- ③茅ヶ崎産の食材を使用した学校給食の提供、各種イベントを通しての地産地消の周知、環境保全型農業直接対策支援事業の周知、市内小学校への堆肥の提供・畜産業についての学

習機会の提供等の取り組みは評価できる。

④茅ヶ崎だけで、「茅産茅消」を行っても無理がある、エコウェーブを活用して、広域的に藤沢市、寒川町と連携しては？

⑤取り組みを概ね予定通り実施できている。

⑥様々な工夫が見られ、市民からの好感を招来する総括と思われる。

しかしながら、あえていえば、目標 11 が量的論述になっているにも関わらず、達成度が極めて低いのは残念である。

「参画」への呼びかけが実績を増加した「分析」を見ると、裏返しに見ると、達成度が極めて低い原因は「参画」への呼びかけがなかったからとも推察され、それも「目標の妥当性」を見ると店舗数が目標達成の指標とならないという記述が見られることから、取り組み自体への疑念が見られ、早急な是正が求められるべきではなかったのだろうか。

⑦周知、情報提供、協力機関との連携といった、できることから着実に取り組みを進めている点が良い。

啓発の後の姿（成果）、地産地消定着後の社会的意義などが明示されるとなお良かった。庁内外の組織・個人との多面的な（さらなる）協力関係が望まれる。

⑧地産地消の社会的環境的意味や価値を理解してもらうための啓発活動が少なかったのではないか。

■課題と取り組みの方向性に関するコメント

⑨湘南の魅力を生かし、漁業の振興を望む。（例：養殖、産卵しやすい海洋作り、稚魚の捕獲禁止等）

⑩学校給食における地場産農水産物の目標は、なぜ「品目」だけであり「使用数量」は目標ではないのでしょうか。

⑪学校給食は給食費が自己負担であるとはいえ、行政が献立を考え、行政が材料を購入している。地場産農水産物の使用をアピールできるだけ使用しないのか。そうして初めて市内の店舗にその「うまみ」や「必要性」が広まるのではないか。

⑫ちがさきの農水産業の状況を見極め推進していくことが必要と思う。

⑬茅ヶ崎産の食材の短距離輸送による CO₂ 排出削減等の環境面を含めた地産地消のメリットの広報・PR 活動の方向性は評価できる。

⑭上記④と同じ。

⑮目標 13 の意義を理解してもらうためにも、地産地消が環境面に与えるメリットについての分かりやすい説明や周知が必要。

⑯妥当な記述と思われる。

しかし、両目標が量的論述になっていることの課題や方向性について記述が望まれる。

⑰地産地消が単なる号令にとどまらず、意味ある取り組みの方向性となるには、より広範な利点（楽しさ、うれしさ、おいしさ、誇りなど）が説明されるべきであろう。

⑱農産品を見た目で選ぶ消費者が圧倒的に多い現状で、地産地消の価値、有機あるいは減農薬の価値などをどのように理解してもらうか、工夫が必要だろう。

⑲保育園や学校での給食については、なるべく多くの先生方にも理解してもらう必要がある。

■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

⑳地産地消の推進は農業・畜産、みどりの森だけでなく、湘南の海にも着目してほしい。

㉑総括評価（案）のとおりと思う。

㉒目標 11、12、13 に関して、今後の本市の少子高齢化傾向を十分考慮し、基本計画本来の目的を全うするためのマイルストーンとして、可能な限り数値で指標・目標を示すことは分かりやすいことから、検討する価値がある。

㉓上記④と同じ。

- ②④全ての目標に対して対象としている数値が成果を図る指標になっていないことは問題。
早急な見直しが必要である。目標数値が成果を図る指標になっていないと判明した時点で
検討・変更することはできないのか。
- ②⑤妥当な記述と思われる。
- ②⑥目標と環境的意義がうまくつながっていないことへの反省は、適切で重要である。
地産地消の理念を説明する目標設定は、それだけでは不十分ではあるものの、農・商・暮
らしをつなぐ茅ヶ崎市の生活を連想させ、興味深いものではある。
ただし、今後、地域資源を活かすための具体策は、地産地消以外にも求めてみてはどう
か。
- ②⑦地産地消については、店舗数も重要だが、問題はどれだけ買ってもらえたかではないだろ
うか。
- ②⑧給食についても、品目数も重要だが、どれだけの量が使われたか、全体の何%か、の方が
重要ではないだろうか。

施策の柱 4.1

「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①「2. ある程度進んでいる」に同意。
- ②市民一人一人にライフスタイルの見直しをお願いする取り組みであり、効果は表れにくい
が継続して取り組むことが必要である。挫折することなく頑張ってもらいたい。
- ③地球規模で考える問題であり、景気の動向にも左右されるので難しい。
- ④ちがさきエコネット、省エネツール貸し出し、電気自動車の普及に向けた充電設備等のイン
フラ整備、住宅用省エネ機器・設備・電気自動車等への導入補助等の取り組みは評価で
きる。しかし、平成 27 年度までは目標値に向かって漸減傾向であった CO₂ 排出量が 28 年
度には基準年度に戻ってしまっている。景気変動、制度改正等の影響を受け、市の取り組
みに限界があったとしても、世界的・全国的に求められている温暖化対策は容赦してもら
えないと思料することから、抜本的な施策・実行が重要である。
- ⑤啓発事業は進められている。
- ⑥取り組みを概ね予定通り実施できている。
- ⑦H25 の施策の柱 4.1 の変更によって、温暖化対策が、二酸化炭素と電力消費に比重が過度
に傾いた結果、目標や施策の間に幾つかの齟齬が見られるのは避けがたいことと思われ
るものの、目標が「量的」に示されているのに対し、総括にそうした記述が明示されてい
ないことは残念に思われる。
- ⑧計画、また、エコネットの理念は良く、その活用を目指し、微増ながらエコネット加入者
も増やしてきた。この普及のための情報を発信してきた努力は多としたい。
しかし、計画活用のための展開が不十分で、計画の定着、計画の遂行による温暖化防止効
果、エコネットの活用（登録会員の協力を含）などが思うように進展していないのが残念
である。
- ⑨啓発活動の方法について、家庭向けがほとんどだったが、事業者を巻き込む、または連携
して啓発活動に取り組む方法もあったのではないだろうか。

■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑩庁内の取り組みについては順調に進んでいると思います。
- ⑪これまで順調に減少してきた CO₂ 排出量が平成 28 年度、特に産業部門で増加した点につい
ては、もう少し原因の解析が必要かもしれません。

- ⑫CO₂ 排出量の削減：PPS の活用促進はおおいに評価します。
- ⑬太陽光発電普及は国が止めても各地方公共団体は新エネルギー（水力、風力、太陽エネルギー）利用の普及啓発を継続して行ってほしい。
- ⑭景気や制度に左右されるため、本市で実施可能と思われる取り組み・啓発を目指すべきではないか。
- ⑮市域の CO₂ 排出量の急激な増加要因の分析は評価できるが、平成 28 年度の CO₂ 排出量の急増はそのほとんどが産業部門であることから、景気変動と CO₂ 排出量をデカップリングする具体的な施策立案・実施の重点化が重要である。また、本市の少子高齢化を勘案し、高齢者の環境に配慮したライフスタイルの実践や CO₂ 排出削減の自発的な行動に関しては、就寝時の酷暑対策、例えば極端なエアコン使用抑制に繋がらないような配慮が必要である。再生可能エネルギーの積極的導入支援に関しては、これまでの省エネ機器導入補助・支援事業（P・D）の省エネ効果・費用対効果を再度チェックし（C）、課題を抽出し（C）、今後の具体的な取り組み（A）に反映させる P-D-C-A サイクルの充実・検証が重要である。
- ⑯平成 28 年度に、CO₂ 排出量が急増した理由は、詳細に検討する必要がある。中でも、産業用が大きな比率を占めている。
- ⑰市域の CO₂ 排出量において、民生家庭部門・民生業務部門・産業部門で増えているとあるが、過去 5 年間の推移では民生家庭部門・民生業務部門はほぼ横ばいであり、産業部門の 28 年度の増加は一時的なものなのか増加傾向にあるのかが不明である。市民に対する啓蒙活動は継続しつつ、数値の今後の動向に注意する必要がある。
- ⑱指摘されている幾つかの齟齬は概ね実態に即した課題を抽出していると思われ、取り組みの方向性も肯（がえ）んじられると思う。
- ⑲情報発信の可能性から考えると、方向性の欄に記載されている「ライフスタイル」の実践や定着が取り組みの方向性であったなら、日常行動により着目した取り組みを展開し、そのような方向性を明示すべきだったかもしれない。
エコネットの運用の是非とともに、計画を前進させようとする今後の検討に期待する。
- ⑳家電が大型化し、電子機器が普及し、社会全体の省エネ意識も低下している状況で、啓発活動が主体の温暖化対策には限界がある。FIT の買い取り価格も下がって、家庭用太陽光発電の経済的メリットが失われたが、太陽熱温水器の経済的メリットはまだ大きい。何とか省エネルギーと再生可能エネルギー拡大のための知恵と工夫が必要。

■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ㉑1990 年（平成 2 年）時点の CO₂ 排出量 1,866 千 tCO₂（基準値を確定して下さい）は、資源エネルギー庁公表分の統計データ修正によって変わっているのではないですか？
- ㉒令和 2 年度の基準値との比較は上記を行った後、評価し直すべきです。
- ㉓二酸化炭素をどのくらいの量にすべきか正直イメージしにくい。直近 50 年間の「気温の上昇による夏日の増加」「台風の発生状況・大型化」など、生活の中でイメージしやすい目標にしたらどうか。身近な問題として取り組むのではないか。
- ㉔難しい問題であり、目標は妥当と思う。
- ㉕市域の CO₂ 排出量削減目標の設定が相応しいことは理解できる。また今後の人口変動（令和 2 年度人口ピーク後、人口減少に転じる）を考慮すると、CO₂ 排出総量削減目標に加えて、市民 1 人当たりの排出量等により本市の取り組みが評価できる指標の検討が必要であることも理解できる。CO₂ 排出量算出には、排出係数固定版の使用が省エネ行動の効果の進捗の把握には有効であるが、今後、再生可能エネルギーの導入も期待されることから、再エネ発電分を考慮した調整後排出係数を用いることが適当である。なお、次期環境基本計画ではパリ協定に日本が提出した約束草案（2030 年度において、2013 年度比 26.0%減）、あるいは県の目標（同条件で 27.0%減）を参考に目標を設定し、進捗評価には、当該年の調整後排出係数を用いることを検討するとよい。

- ②⑥「パリ協定」では、21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すことが約束されている。
- ②⑦妥当な記述と思われる。
- ②⑧目標設定や達成度のデータを話題にするほか、たとえば、エコネットの登録者がどのように温暖化防止行動をとっており、どのように温暖化防止に関わっているか、検討してはどうか。
- この検討から、次のしかるべき目標や計画案（とくにライフスタイル面の）が見えてくるように思われる。
- ②⑨「月ごとの電気使用量を前年度より削減できた家庭数」ではあいまいすぎるのではないだろうか。そもそも省エネコンテストに参加する家庭は意識の高い家庭なので、それらの家庭数を見て家庭の省エネが進んでいると言うのは無理がある。茅ヶ崎市全体の電気消費量などを指標にするべきではないか。

施策の柱 4.2

交通行政における温室効果ガスの排出削減

■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①「2. ある程度進んでいる」に同意。
- ②「交通行政における温室効果ガスの排出削減」は引き続き取り組む必要があると考えるが、「意識啓発」の範囲ではないか。
- ③自動車利用の抑制が進んでいない。
- ④ノンステップバスの導入補助、コミュニティバスの周知・啓発等公共交通の利便性の向上の取り組み、レンタサイクル、サイクルアンドバスライド実施等による自転車利用の促進施策は評価できる。交通安全教室やステッカー大作戦、交通安全キャンペーン、自転車無灯火撲滅キャンペーン及びちらし配布等の啓発活動は評価できるが、自転車無灯火撲滅に加えて、歩行者優先、傘さし・スマホながら走行撲滅、自転車走行レーンの徹底等、自転車走行に関しての交通法規の遵守及びマナー向上、さらには高齢者自転車走行に対応した指導・キャンペーンの実施の充実が遅れている。
- ⑤公共交通機関の利便性の向上に関する取り組みは、温室効果ガス排出削減だけでなく市民生活にも貢献するものであり良いと思う。
- ⑥目標が量的論述になっているにも関わらず、重点施策の総括が事項の列举に限られ、どの取り組みがどの程度量的に寄与したかの過去を含めての推移はもとより、計画中の実績を示す基礎数値がないので、総合的に評価するには無理がある。
- また、総括にあるノンステップバス導入に関し、乗合交通、大量運送の公共交通機関の態勢（しょうよう）によるガス削減を目指していると思われる。
- しかしながら歩道と車道の段差がほとんどない現状と、そもそも、運用において、他の地域に比べても、多くの市内の路線バスが、歩道があったとしても、最初の停留所を含め歩道に近づけないで停車する実態が明白に続けられている。
- 実質的に多くの足の不自由な人たちにとって、一旦車道に降りて、再びバスに乗車し、降車時にも同じようにして、ノンステップへの補助が意味がなさない状態であり、実効性に疑問がもとられる。
- ⑦施策における公共交通、徒歩、自転車への着目は、人の移動の再考につながり、市域の環境理念的な意味においても良い考え方であったといえる。
- このように投じた一石が、どのように波紋となって伝わるか、データの把握とともにその後の展開を定めてほしい。

■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑧公共交通系の整備を促進する取り組みは、ぜひ今後も続けてほしい。
- ⑨課題に「急速に進む高齢化対応」とともに「身障者の公共施設利用、市政参加への対応」を加えるべき。
- ⑩目標値に近づいている。
- ⑪自転車の利便性、安全性の向上を図るための施策を推進するとともに、歩行者の安全にも配慮した自転車走行のマナー、交通ルールの徹底は高齢化が進む本市では特に重要である。また、近距離での自動車利用から、公共交通利用への転換がどの程度の CO₂ 削減に繋がるかの検証は必要で、高齢者等への交通の利便性の観点では評価できるが、公共交通としてのコミュニティバスは、短距離走行でアイドリングも多く且つ利用者が少ない場合の CO₂ 削減効果には疑問がある。
- ⑫このテーマは、環境対策というより、市民の利便性向上の色彩が濃い。特に、高齢化社会にあっては？
- ⑬新たな公共交通体系の創出を目指すには、それは一に民間交通機関の協力に限らない施策が必要と思われる。
- また、徒な自転車利用の増進は、一方においては、時あたかも新たな道交法改正による自転車の車道利用が促進され、他方においては、同時期に全体ではなく一部の歩車道の段差解消が進行する市内道路状況等、車道・歩道の整備が欠けている中での総合的な配慮が必要な困難な施策であったと思われる。
- こうした困難に十分に留意せず施策を実行すると、歩道と車道を縦横無尽に往来する自転車を招来させ、歩行者や自動車との事故を誘発していることになると思われる。自転車利用者への道交法や運転法の徹底的な周知と理解という「課題と取り組みの方向性」についての取り組みが強く必要かと思われる。
- ⑭交通システムへの着目は良いものなので、もしかすると、さらに多様な交通手段（水素自動車、電気自動車、電動アシスト自転車、LRT／トラムなど）を相互に検討してみる時期にあるかもしれない。
- 選択肢の限定の前に、（実現可能性の検討を後回しにしても）選択肢そのものの把握と調査をすべきタイミングといえるかもしれない。
- ⑮自転車専用レーンが確保できればいいが、歩行者、自転車、自動車が入り乱れている狭い道路がまだ見受けられる。道路行政との息の長い調整が必要。
- ⑯近距離の自動車利用がどの程度あるかという調査方法はあるのだろうか。それを規制することはできないが、町中の道路は自動車を通りにくくなり、歩行者や自転車が安全に通れるようにする方向で整備すべきではないだろうか。

■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ⑰コミュニティバスの利用促進はサイクルアンドバスライドの整備・促進に連動し、茅ヶ崎らしい環境づくりだと思います。
- ⑱総括評価（案）のとおりと思う。
- ⑲温室効果ガス排出削減を目的として市民 1 人あたりの年間公共交通利用回数を 455.5 回にする目標に対して、平成 28 年、29 年で向上が見られない。約 24 万人の本市の人口においては徒歩・自転車走行の促進と両立させて、約 446 回/（人・年）から約 9 回増やすことは、年間約 220 万回の利用回数の増加を目指すことに相当し、通勤・通学者のような必然的利用者の増加以外ではかなり達成は困難であると思料する。また、この目標の指標が温室効果ガス排出削減の分かりやすい指標であるかを検証した上で、次期環境基本計画では目標指標の再考が望まれる。
- ⑳記述の通りと思われる。
- ㉑次期計画では、各種のデータに基づく目標づくりを目指してほしい。
- ㉒自転車の利用についての指標を考えられないか。例えば、駐輪場の利用数など。

■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①「2. ある程度進んでいる」に同意。
- ②引き続き取り組んでください。
- ③環境マネジメントシステムの理解度を深めるため、継続的な研修を行うのがよいと思う。
- ④庁内の環境意識の向上に関して、C-EMS による環境負荷低減の取り組み、専門家による外部監査の実施は大いに評価できる。監査結果の中で特に高く評価された取り組みを広報することで、庁内のみならず、小中学校、病院等の関係機関における環境意識向上につながると思料する。また、市職員の環境分野における専門的知識はかなり高く豊富であることが伺えることから、人材育成の取り組みも評価できる。今後の知識の継承・蓄積を期待する。
- ⑤多くの研修が実施され、庁内の環境意識は向上していると思われるが、実践はどうだろうか？
- ⑥説明会や研修会の定期的な開催、外部監査の実施等、職員の意識向上を図っていることが伺える。
- ⑦「目標の妥当性」にもあるとおり、庁内という状況把握が極めて容易な施策の柱であるに関わらず、実施事項の総括に限られており、規模等の量的な総括がなく残念に思われる。
- ⑧C-EMS の採用と活用は素晴らしい。また、実績としてもたいへん好ましい。
C-EMS の充実化、活用の経緯も評価に値する。
人づくりは常に継続しなければならず、今後も地道に推進してほしい。
特に、職場における環境教育の視点が、次の目標のヒントになると思われる。
- ⑨職員に対する研修の回数は十分なされていると思うが、その内容が分からないことと、その効果がどの程度かも分からない。

■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑩庁内職員に対する環境意識を向上させるためには、地道な取り組みを継続して実施する以外に有効策はないように感じます。
- ⑪外部研修への参加に A 水道行政（上下水）、B マイクロプラごみ（海）を追加し、庁内のみならず市民一般からも研修参加を公募していただきたい。
- ⑫環境に関する専門的知識を得るための研修がより必要と思う。
- ⑬研修等の派遣は基本的な取り組みだと思いますが、専門性などを生かして人材配置や積極的な人事交流も必要でないか。
- ⑭生物多様性等のように数値目標等での評価が困難な取り組みに関して、専門的知識を向上させるための取り組みが必要である。また、外部機関との連携を視野に入れた研修への職員の派遣は、可能な限り専門学協会に積極的に参加して、本市の取り組みと成果を講演・発表し、専門家と議論することも、最新知識の習得・人材育成に繋がる。
- ⑮職員の中で、環境のプロとも呼ぶべき、専門家の育成が必要ではないか？
- ⑯外部監査での指摘事項に対応し、改善していく必要がある。
- ⑰環境行政にとって、他の行政体との積極的な協働が不可欠であり、そうした観点からの人材育成には目標 17 に明示的に設定されている、他の自治体への視察をはじめとする交流が重要である一方、そうした実績があまり見られなく、なおさらのこと、「課題と取り組みの方向性」にそれらが多く見られないことが残念である。
- ⑱続けることが大切な項目であり、積極的に展開する方向性を維持してほしい。
人材育成の機能を重視し、受講対象者を明確にする、多様な職員の集まる場とするなど、受講者設定にも配慮しつつ、さらに良好な取り組み方を検討してもらいたい。
- ⑲環境配慮が不十分という指摘や外部監査における指摘がどんな内容か分からないが、職員

研修の効果がどの程度かを測る方法はないのだろうか。（例えば、事前事後アンケート、感想文からキーワード検出など）

- ②地球環境や再生可能エネルギーの分野は世界的に動きが速いので、行政としてそれらの知識は不可欠だと思われる。

■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ②茅ヶ崎市のみならず近隣都市・町村（藤沢市、寒川町、平塚市、大磯町等）と共同で確実に進めてほしい。

- ②総括評価（案）のとおりと思う。

- ③本施策において、専門的知識の習得度等の成果を把握する目標設定は難しいことは理解できるが、客観的な指標が設定できれば分かりやすい。庁内の事情も種々あると思料するが、大学、研究所等との試験・調査研究を含めた共同研究・開発があれば、専門誌における査読付き投稿論文数、講演回数等の数値は指標の一例になると思料する。

- ④EMSは環境意識を向上させるための仕組みづくりのあり方を外部監査により客観的に評価するもので、監査結果や指摘事項の有無などが目標をどの程度達成したかの指標の一つになるのでは。

- ⑤記述の通りと思われる。

- ⑥今後、目標の具体化がカギとなる点は、記載の通りであろう。

人づくりの結果として、環境に対する考え方や行動の変化、日常業務との適切な連動、家庭や私生活への波及の有無など、検討すべきポイントは多岐にわたるが、しっかり考察してほしい。

- ⑦習得度や効果の測り方は難しいが、より職員の心にしみ入り、希望が持てるような研修をお願いしたい。

施策の柱 5.2

市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①「3. あまり進んでいない」に同意。

- ②引き続き取り組んでください

- ③形だけになりがちな啓発・支援は内容の精査が必要と思う。

- ④市民・事業者の環境意識啓発に関しては、茅ヶ崎独自の「ちがさきエコネット」の運用、エコファミリー世帯数及びエコ事業者登録数の増加に向けた情報発信（291 世帯、15 社に増加）、環境フェアの開催、環境講座等々の多岐にわたる市の取り組みはある程度評価できる。しかし、エコファミリー会員登録数の令和 2 年度目標 10,000 世帯、エコ事業者登録数の令和 2 年度目標 700 件が理想的な目標であるにしても、現在の状況は目標からは、ほど遠い状況であると判断せざるを得ない。

- ⑤市民・事業者の環境意識啓発は、地道に長期的な視点で取り組んでゆくしかない。

- ⑥取り組みを概ね予定通り実施できている。

- ⑦限られた資源の中での環境計画の全うは、ひとえに市民・事業者からの助力が必要不可欠であり、より一層の情報発信が望まれる。

- ⑧市として、情報発信、啓発活動、周知活動を続けることは必要であり、たいへん良い取り組みをしている。

自治体への信頼をもとに、市から地域社会へのメッセージは伝わる部分も多いと思われ、是非とも積極的に展開してほしい項目である。

- ⑨環境意識啓発のための活動は十分なされていると思うが、市民の環境意識を環境まちづくりや自然の保全・再生という具体的な活動につなげるためには、もう少し工夫が必要。

■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑩本施策に関しては、参加者を増やすことを目標にしているため、当面は良いとしても、限りなく右肩上がりになるとは限らないため、今後別の指標も考える必要があると思います。
- ⑪清掃・美化運動を参加拡大するには団体、自治会の協力がなくてはならない。ゴミ袋、軍手の配布だけでなく、また、資源回収にも自治会等にもっと補助金や市飲食コーナーの割引券などの配布、特典の活用を図ったらいかがですか？
- ⑫一部の支援にとどまらず、市民の輪が大きくなるような啓発支援を目指す。
- ⑬現目標に対しての活動というか、目標＝活動になっているように思える。本質的な目標設定と参加人数以外の効果測定が必要ではないか。
- ⑭事業者に対する支援の継続及び新たな支援の仕組みについて検討することは、産業部門でのCO₂排出量が全排出量の60%を超えていることから評価できるが、具体的な取り組みの検討が重要である。例えば、ちがさきエコネットの環境家計簿のような簡単なポータルサイトが、本市の産業部門で大半を占めるサービス業、飲食業等の第3次産業の事業者が省エネ・CO₂削減量を可視化できるツールでもあり、事業者自らが情報を把握する方法であることを積極的に広報することは事業者の環境意識啓発に役立つものと思料する。
- ⑮課題の内容からは具体的にどのように改善する必要があるのか不明であるが、ニーズをくみ取っていく仕組みづくりや、ニーズに応えた支援の仕組みづくりの検討は必要である。
- ⑯市民活動団体への取り組みが必要とする一方、「市民自治推進」施策である「げんき基金」や「協働事業」との活用が見られなく残念に思われる。
- ⑰「情報発信を継続」するという意向が示されている点は、大いに期待する。
また、「効果的な情報発信」については、多種多様な媒体の検討もあり複雑ではあるが、推進すべき論点といえる。これにより、「新たな支援の仕組み」を構想する展開も、いっそう前進させてほしい。
- ⑱環境意識を高めるには、心がけを強調したり道徳心に訴えるだけでなく、生態系や物質循環などの基本概念の理解や、自然環境や農業の多面的価値に気づくことが必要なので、普段からそのような情報提供に取り組む必要がある。
- ⑲上のようなことを理解するには知識だけでなく、具体的な活動が必要であるが、例えば親子そろって自然の恵みをいただく体験など、工夫する余地はある。

■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ⑳広報紙やHPでPRする際、インセンティブをさらに設ける。
- ㉑総括評価（案）のとおりと思う。
- ㉒「参加人数を増やす」ことが本来の目的ではないのではないか？ 数字としては示しやすい目標であるが、本質的ではないのでは？
- ㉓本施策において達成状況を把握しやすい目標として、茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（平成25年3月）で設定されている本市全世帯数の約1割の1万世帯は、分かりやすい指標であったものと思料するが、目標とは程遠い現状であること、また、今後高齢化が進み、インターネット使用が少ない高齢者世帯の登録者の増加を期待することは困難であることから、高齢者向けの取り組み及び評価指標の検討が必要である。環境フェア、環境に関する講座等の環境に関する活動への参加者数の増減は一つの指標であるが、参加者数、共催・協賛事業者数等の指標も分かりやすいことから、可能であれば、検討することが望ましい。
- ㉔継続して活動参加を促していくことは必要であるが、この項目の目標達成の目安となる数値を定めるのは難しいのでは。
- ㉕記述のとおりと思われる。
- ㉖情報発信、活動への支援は続けるべきであり、目標として掲げ続けてもらいたい。

環境活動の参加者の意識や行動、また、活動参加がもたらす私生活への波及効果をきちんと設定すれば、時期計画に向けた取り組み内容を明示することができるはずである。このように、人づくりの目標設定をていねいに行ってほしい。

㊦市民の環境意識の向上を数値で表すのは難しく、やはりイベントへの参加者数という数値は欠かせないと思う。イベントの効果を測るには、参加者のアンケートなどが有効ではないか。

㊧市民の環境意識の向上がまわりまわって茅ヶ崎市全体の環境の改善という結果に結びつくものなので、効果が現れるには時間がかかる。

施策の柱 5.3

学校における環境教育の充実

■これまでの取り組みの総括に関するコメント

- ①「2. ある程度進んでいる」に同意。
- ②引き続き取り組んでください。
- ③環境学習の必要性を考え、積極的な取り組みが必要と思う。
- ④ちがさきエコスクールの運用・周知、農業体験プロジェクト・出前授業等の実施、環境学習 News の発行、パッカー君のごみ探検の配布、スクールエコアクションの発表会の開催等の取り組みは評価できるものの、本施策の目標が環境学習の回数を増やしていくことから、回数・実施校数が横ばいとなっていることで、指標が適当であるかどうかの判断がない限り、高い評価はできない。
- ⑤次代を担う子どもたちへの環境教育は非常に重要。
- ⑥この項目も地道に長期的な視点で取り組んでゆくしかない。
- ⑦学校への環境に関する情報提供や学習の機会を提供していることは評価できる。
- ⑧記述のとおりと思われる。
- ⑨教育機関・組織との連携が良好で、取り組み内容の進み具合も望ましい結果といえる。ぜひ、このまま続けてほしい。
- ⑩環境学習の回数や実施校数について、学校が多忙化している現状で、環境教育が位置づいている学校はよいが、それ以外の学校で新たに始めるのは大変なことだろうと推測できる。

■課題と取り組みの方向性に関するコメント

- ⑪出前授業は依頼を受けてやるのではなく、環境教育に欠くことのできない行政、教育機関の活動である。もっと積極的に活動しよう。
- ⑫学校における教職員の業務負担が多いと伺う。何事においても取り組みが積極的にできる条件整備が必要と思う。
- ⑬教員の異動に伴う学校の取り組み状況の変化などへも対応していく必要があるのではないかな。
- ⑭学校ごとに出席授業での学習内容が異なり、学校の意向に合わせてカリキュラムを作る必要があるが、小中学校の教職員は環境以外にも多くの業務（例えばいじめ、不登校対策等）があることから、大きな負担にならないように、出席授業等のスクールエコアクションの活性化、報告書の記載内容の固定化傾向を改善する取り組み・運用方法を検討することが肝要である。C-EMS（チームス）外部監査で訪問監査を受けた小学校の活動についての報告書を活用し、良好な事項と紹介された事例を他の小学校に紹介することも効果的であると思料する。また、事業者や市民団体活動との連携による環境活動プログラムの提供や市民参加による自然環境のモニタリング調査への子どもたちの参加について今後検討していくことは評価できる。

- ⑮市民活動団体との連携は、実現したい。
- ⑯教育現場のニーズや負担を考慮した形で取り組みを実行できるよう、学校との情報交換や連携が重要なのでは。
- ⑰記述のとおりと思われる。
- ⑱現状の教育機関との連携は、教職員の負担も考慮した良い展開である。
周知という点では、学校の協力が得られ、児童・生徒へは徹底するが、さらに、保護者や地域社会への波及も考慮した周知活動を期待する。
また、教育を生涯教育・市民教育ととらえれば、市民のライフスタイルへの言及も可能となり、取り組みの方向性として一考に値するのではないか。
- ⑲小中学校では自分にできることに取り組もうという内容が中心とならざるを得ないが、上にも書いたように、地球環境の現状や価値に気づいて、子どもたちが内発的に環境活動に取り組むような工夫が必要と思われる。多忙な学校現場では環境教育がイベント化や心がけ・道徳路線になりがちなので、それが心配である。
- ⑳事業者や市民団体との連携による環境活動プログラムは、子どもたちの社会体験としての意味も大きいのでぜひ実現させたい。

■現行計画における目標の妥当性に関するコメント

- ㉑教員向けだけでなく、PTA、ママ友にも学習情報を提供し、茅ヶ崎市の教育レベル向上を図るべきと考えます。
- ㉒総括評価（案）が妥当と思う。
- ㉓「環境教育」の充実により、何をを目指すのか、という視点の目標も必要ではないか。
- ㉔本施策の達成状況が把握しやすい指標及び目標の設定は役立つことは理解できるが、今後少子化が進む本市では環境学習の回数や実施校数の増加は期待できず、指標を見直し、内容及び小中学校生の環境保全・地球温暖化・CO₂排出削減に関する知識、重要性及び自主的環境活動への参加・貢献意識の向上にどのように繋がったかを示す指標の検討も必要である。
- ㉕今後も目標の一つとして、学校における環境学習を継続していくことが必要。
- ㉖記述のとおりと思われる。
- ㉗学校との協力による環境教育は、目標として維持してほしい。
今後は、生徒・児童を念頭に発達期の教育（環境課題の意識づけ）にとどまらず、多様なライフステージの認識に基づく総合的な「教育」を計画に組み込む検討をしてもらいたい。
- ㉘環境学習の回数や校数だけでなく、やはりその内容が分かるような指標はないだろうか。
例えば、自然体験、エネルギー、ごみ問題などへの分類など。

資料 3-1

評価基準：A＝極めて順調に進んでいる B＝おおむね順調に進んでいる

E=積極的な取り組みが必要 －＝取り組みなし（評価不能）

テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は主担当課)	23年度の 取り組みに 対する 担当課評価		24年度の 取り組みに 対する 担当課評価	25年度の 取り組みに 対する 担当課評価	26年度の 取り組みに 対する 担当課評価	27年度の 取り組みに 対する 担当課評価	28年度の 取り組みに 対する 担当課評価	29年度の 取り組みに 対する 市評価	30年度の 取り組みに 対する 市評価
テーマ1 特に重要 度の高い 自然環境 の保全	1.1 コア地域の保 全管理体制、 財政担保シス テムの確立	1 コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施	景観みどり課 公園緑地課	農業水産課	D	C	D	D	C	C	C	C
				環境政策課	C							
				景観みどり課	B							
		2 財政担保システムの確立	景観みどり課	環境政策課	D	C	D	D	D	D	C	C
				景観みどり課	D							
		3 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】	景観みどり課 公園緑地課 下水道河川建設課 教育政策課 青少年課	景観みどり課	A	C	C	B	B	B	C	C
				企画経営課	C							
		4 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】		景観みどり課	A	B	C					
				教育政策課	C							
		5 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】	景観みどり課 環境政策課 景観みどり課	広域事業政策課	B	D	E	D	C	C	C	C
				景観みどり課	B							
		6 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】		環境政策課	C	C	E					
				景観みどり課	B							
		7 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三図】	景観みどり課	広域事業政策課	—	C	C	C	B	B	B	B
				環境政策課	C							
				景観みどり課	B							
8 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等)を要望していきます。【長谷】	景観みどり課	環境政策課	C	D	D	D	D	D	C	D		
		景観みどり課	B									

テーマ	施策の柱	重点施策		施策実施担当課 (※) (太字は主担当課)	23年度の 取り組みに 対する 担当課評価		24年度の 取り組みに 対する 担当課評価	25年度の 取り組みに 対する 担当課評価	26年度の 取り組みに 対する 担当課評価	27年度の 取り組みに 対する 担当課評価	28年度の 取り組みに 対する 担当課評価	29年度の 取り組みに 対する 市評価	30年度の 取り組みに 対する 市評価
テーマ1 特に重要 度の高い 自然環境 の保全	1.1 コア地域の保 全管理体制、 財政担保シス テムの確立	9	生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法 を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等 の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のまま の細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保 全を図ります。【行谷】	広域事業政策課 農業水産課 景観みどり課 下水道河川建設課	農業水産課	B	C	E	E	E	E	C	C
					環境政策課	B							
					景観みどり課	B							
		10	県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺 地域も含めた保全を図ります。【柳谷】	広域事業政策課 環境政策課 衛生課 景観みどり課	広域事業政策課	B	B	C	C	C	C	C	C
					景観みどり課	B							
		11	家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地 等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】	景観みどり課	B	C	D						
		12	海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保 全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】	農業水産課 景観みどり課 公園緑地課	農業水産課	B	C	C	C	C	C	C	C
					景観みどり課	B							
	1.2 コア地域をつ なぐみどりの保 全と再生	13	コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	農業水産課 景観みどり課 公園緑地課 下水道河川建設課 社会教育課	農業水産課	C	B	B	B	B	B	C	C
					景観みどり課	B							
					下水道河川建設課	B							
					社会教育課	B							
		14	農業支援による農地の保全・再生	農業水産課	農業水産課	C	B	B	B	B	B	B	B
					景観みどり課	—							
		15	耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮		農業水産課	D	C	C					
					景観みどり課	B							
テーマ2 市域全体 の自然環 境の保全・ 再生の仕 組みづくり	2.1 市域全体の自然 環境保全に 向けた土地利 用のルールづ くり	16	自然環境の保全に向けた条例の制定	環境政策課 景観みどり課	景観みどり課	C	D	D	E	C	C	B	B
		17	保全すべき地域の指定		景観みどり課	B	D	C					
		18	自然環境庁内会議の効果的な運用	景観みどり課	景観みどり課	B	C	C	C	B	B	B	C
	2.2 生物多様性の 保全方針の策 定	19	生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性 地域戦略」の策定	景観みどり課	景観みどり課	B	C	D	E	E	D	C	B
		20	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成		景観みどり課	B							
テーマ3 資源循環 型社会の 構築	3.1 4Rの推進	21	リフューズ(要らないものを買わない・断る)	資源循環課	資源循環課	C	B	B	B	B	B	B	B
		22	リデュース(ごみの排出を抑制する)	資源循環課	資源循環課	C	B	C	B	B	B	B	B
		23	リユース(繰り返し使う)	市民相談課 環境政策課 資源循環課	資源循環課	C	C	C	C	C	C	C	C

テーマ	施策の柱		重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は主担当課)	23年度の 取り組みに 対する 担当課評価		24年度の 取り組みに 対する 担当課評価	25年度の 取り組みに 対する 担当課評価	26年度の 取り組みに 対する 担当課評価	27年度の 取り組みに 対する 担当課評価	28年度の 取り組みに 対する 担当課評価	29年度の 取り組みに 対する 市評価	30年度の 取り組みに 対する 市評価
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	24	リサイクル(資源として再生利用する)	環境政策課	農業水産課	C	C	B	B	B	B	B	B
				資源循環課	B								
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	25	地産地消の推進	農業水産課 保育課 学務課	農業水産課	C	B	A	A	A	A	B	B
		26	環境に配慮した農業の普及促進	農業水産課	農業水産課	C							
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	27	情報発信・啓発活動の推進	環境政策課	環境政策課	B	C	C	B	B	B	B	B
		28	家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援	環境政策課 産業振興課	環境政策課	B	B	B	B	B	B	B	B
		29	市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	安全対策課 環境政策課 環境事業センター 教育施設課	環境政策課	B	C	C	B	A	A	A	B
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	30	乗合交通の利便性向上	都市政策課	都市政策課	B	B	B	B	B	B	B	B
		31	徒歩・自転車利用の促進	施設再編整備課 安全対策課 都市政策課 道路管理課 道路建設課	安全対策課	A	B	B	B	B	B	B	B
					都市政策課	B							
					道路管理課	C							
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	32	庁内の環境意識の向上	職員課 環境政策課 景観みどり課	環境政策課	B	C	C	B	B	B	B	B
					景観みどり課	A							
		33	庁内における人材育成		職員課	B	B	B					
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	34	意識啓発・人材育成	環境政策課 資源循環課 景観みどり課 社会教育課	環境政策課	B	B	B	B	B	B	B	B
					社会教育課	B							
	35	現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	環境政策課	C	B	C	C	C	C	B		
	5.3 学校における環境教育の充実	36	地域と連携した環境教育	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	農業水産課	C	B	B	B	B	B	B	B
					環境政策課	B							
景観みどり課					A								
環境政策課		B	B		A								
37	学校における取り組みの支援	学校教育指導課		一									

5.4 茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）中間見直しの状況

（参考）

茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）

目標・重点施策の見直し内容一覧

■見直しを行った目標・重点施策一覧

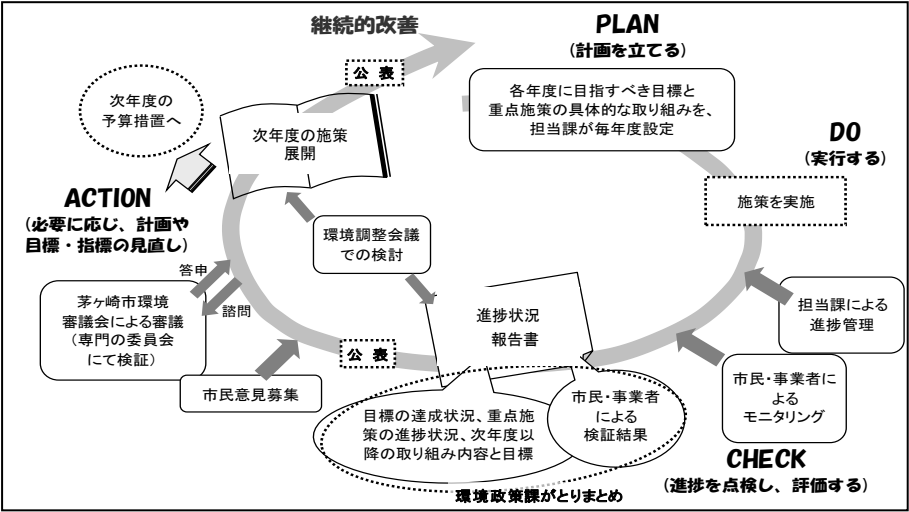
茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の進行管理においてこれまでに見直しを行った目標及び重点施策は以下のとおりです。

テーマ	施策の柱	目標/重点施策(※)	ページ
1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	目標 2	6
		重点施策①	
		重点施策②	
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	重点施策③～⑫	7
		重点施策⑭	7
2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	目標 5	8
		目標 6	
		重点施策⑯	
		重点施策⑰	9
		重点施策⑱	
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	目標 7	10
		目標 8	
		重点施策⑲	11
3 資源循環型社会の構築	3.1 4R の推進	目標 9 (※平成 25・30 年度変更)	12
		目標 10 (※平成 30 年度変更)	
		重点施策㉒	
		重点施策㉓	13
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	目標 11 (※平成 24 年度変更)	13
		目標 12 (※平成 26 年度変更)	
		重点施策㉔	14
		重点施策㉕	
4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	目標 14 (※平成 26・28 年度変更)	15
		目標 15	
		重点施策㉖	16
5 計画を進めていくための人づくり	5.3 学校における環境教育の充実	重点施策㉗	16

※特に変更年月日の記載のない項目は平成 27 年度に変更を行っています。

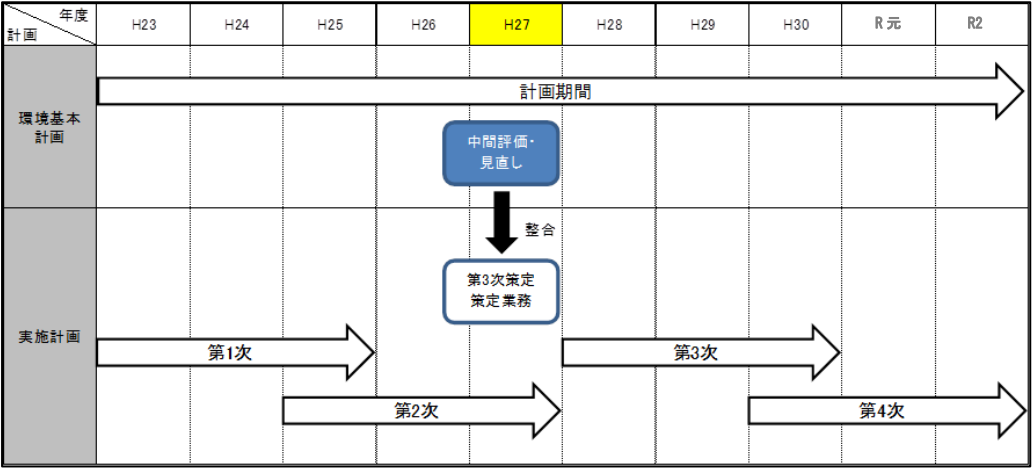
■茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)について

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)」(以下、本計画という)の策定後、本計画の進行管理方法(下図)に基づき、本市が目指すべき環境の将来像の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。担当課の取り組みや、環境審議会による外部評価の結果等により、目標については、必要な変更を加えながら進行管理を行っています。また、重点施策については毎年度検証を行い、必要な軌道修正と次年度予算への反映を図っています。



■茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の中間見直しと本冊子について

本計画は、策定後 5 年程度を目途に、施策の状況や市内の環境の変化、社会情勢の変化等に
応じて必要な修正を行うこととしておりました。そこで、平成 27 年度に施策の進捗状況や環境審議
会による検証結果等を踏まえ、目標と重点施策を対象として見直しを行いました。



本冊子は、これまでの本計画の進行管理や中間見直しにおいて変更した目標及び重点施策を
明らかにするために作成したものであり、本計画への追録としてお示しするものです。

■現在の体系図

は見直しを行った目標・重点施策です。

テーマ	施策の柱	目 標
テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成 23 年度(2011 年度)から実施し、データの更新を行っていきます。
		2 各コア地域の自然環境を保全するため、令和 2 年度(2020 年度)までに、コア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	3 緑被面積(人工草地を除く)を令和 2 年度(2020 年度)時点で市域の 28.5%(約 1,019ha)以上確保します。
		4 経営耕地面積を令和 2 年度(2020 年度)時点で 348ha を目標とします。
テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	5 平成 29 年度(2017 年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。
		6 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を令和 2 年度(2020 年度)までに策定し、市域の生物多様性の保全を推進していきます。
		8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを令和 2 年度(2020 年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
テーマ 3 資源循環型社会の構築	3.1 4R の推進	9 市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 614g にします。
		10 リサイクル率を令和 2 年度(2020 年度)までに 27.0%にします。
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、令和 2 年度(2020 年度)までに 90 店舗にします。
		12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、令和 2 年度(2020 年度)まで 15 品目以上を維持します。
		13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。
テーマ 4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	14 市域の CO ₂ 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 1,165 千 tCO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の約 80%)にします。
		15 エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	16 市民 1 人あたりの年間公共交通利用回数を令和 2 年度(2020 年度)までに 455.5 回にします。
テーマ 5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。
	5.3 学校における環境教育の充実	19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

重 点 施 策	重点施策の推進を支え、補完する施策
① コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理計画の作成・実施 ② 財政担保システムの確立 ③～⑫各コア地域における施策	1.1(1)コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進
⑬ コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生 ⑭ 農業支援による農地の保全・再生 ⑮ 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮	1.2(1)コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化 1.2(2)農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進 1.2(3)水環境の保全 1.2(4)歴史的・文化的遺産の保全・活用
⑯ 自然環境の保全に向けた条例の制定 ⑰ 保全すべき地域の指定 ⑱ 自然環境庁内会議の効果的な運用	2.1(1)自然環境に配慮した土地利用の誘導 2.1(2)快適で安全な住環境の確保
⑲ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 ⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成	2.2(1)動植物の生育・生息環境の保全 2.2(2)海岸の自然環境の保全
㉑ リフューズ(要らないものを買わない・断る) ㉒ リデュース(ごみの排出を抑制する) ㉓ リユース(繰り返し使う) ㉔ リサイクル(資源として再生利用する)	3.1(1)4R の推進に向けた既存の取り組み等の継続 3.1(2)適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり
㉕ 地産地消の推進 ㉖ 環境に配慮した農業の普及促進	3.2(1)地域資源を活かした農水産業の推進 3.2(2)環境に配慮した農業の普及啓発
㉗ 情報発信・啓発活動の推進 ㉘ 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援 ㉙ 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	4.1(1)市民・事業者における取り組みの支援 4.1(2)市における率先的な取り組み
㉚ 乗合交通の利便性向上 ㉛ 徒歩・自転車利用の促進	4.2(1)自動車の走行に伴う環境負荷の低減
㉜ 庁内の環境意識の向上 ㉝ 庁内における人材育成	5.1(1) 市における環境配慮の取り組みの推進
㉞ 意識啓発・人材育成 ㉟ 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	5.2(1)市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進 5.2(2)事業活動に伴う環境負荷の低減 5.2(3)環境に関する活動の支援
㊱ 地域と連携した環境教育 ㊲ 学校における取り組みの支援	5.3(1)学校における環境教育の推進

テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱 1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

目標 **2** (※平成 27 年度より変更)

変更前	各コア地域の自然環境を保全するため、平成 25 年度(2013 年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
変更後	各コア地域の自然環境を保全するため、令和 2 年度(2020 年度)までにコア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。

重点施策① コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施 (※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

変更前		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
	①コア地域ごとの 保全管理計画の作 成、実施	コア地域ごとの活動組織の設置※			※3年以内に全てのコア地域で活動が 進められることを目指します。						
		保全管理のための計画の作成※									
		計画に基づく活動の推進									
変更後		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
	①コア地域ごとの 保全管理計画の作 成、実施	コア地域ごとの活動組織の設置									
		保全管理のための計画の作成									
		計画に基づく活動の推進									

重点施策③～⑫ 各コア地域における施策（※平成 27 年度より変更）

●スケジュール

変更前		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
	③～⑫各コア地域 における施策	既存の取り組みを継続									
変更後		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
	③～⑫各コア地域 における施策	既存の取り組みを継続									

施策の柱 1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

重点施策⑭ 農業支援による農地の保全・再生（※平成 27 年度より変更）

●概要

変更前	・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や農機具の共同利用等による農業支援を行います。
変更後	・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や「農業経営基盤強化促進法」に基づく利用権設定による農地の貸し借りの推進等の農業支援を行います。

テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり
 施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

目標 5 (※平成 27 年度より変更)

変更前	平成 24 年度(2012 年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。
変更後	平成 29 年度(2017 年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。

目標 6 (※平成 27 年度より変更)

変更前	平成 25 年度(2013 年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
変更後	保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

重点施策⑯ 自然環境の保全に向けた条例の制定(※平成 27 年度より変更)

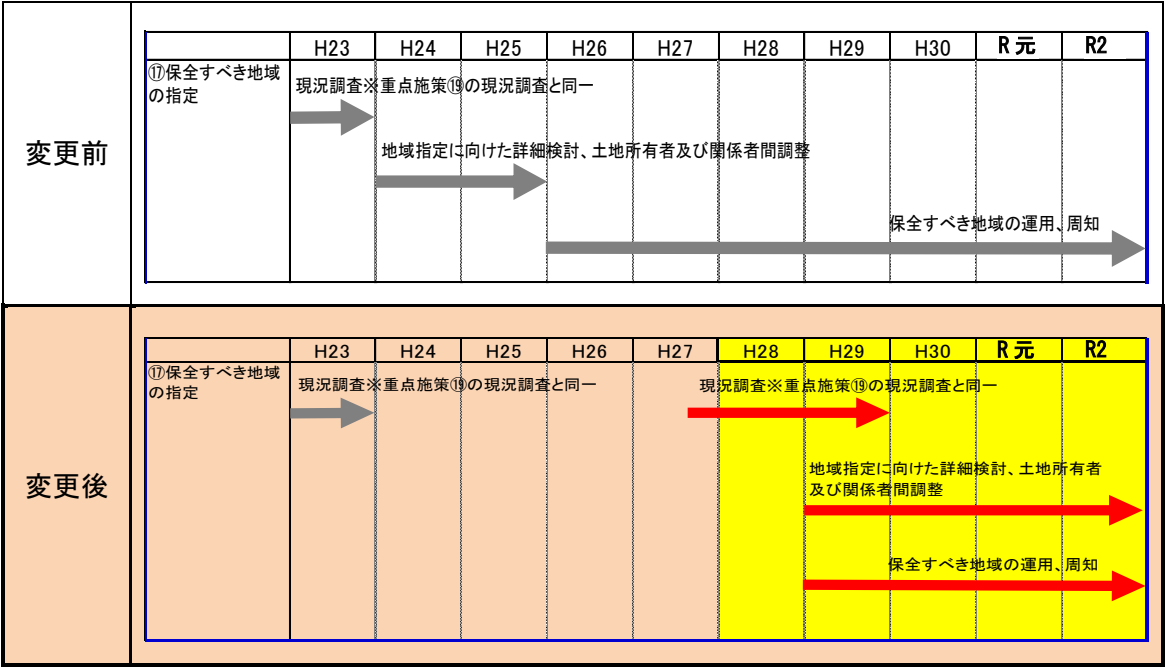
●スケジュール

変更前		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
	⑯自然環境の保全に向けた条例の制定	条例の内容の検討、関係者間調整									
		条例の制定、移行期間									
		条例の本格実施、周知									

変更後		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
	⑯自然環境の保全に向けた条例の制定	条例の内容の検討、関係者間調整									
		条例の制定、移行期間									
		条例の本格実施、周知									

重点施策⑰ 保全すべき地域の指定（※平成 27 年度より変更）

●スケジュール



重点施策⑱ 自然環境庁内会議の設置（※平成 27 年度より変更）

●重点施策名

変更前	自然環境庁内会議の設置
変更後	自然環境庁内会議の効果的な運用

●概要

変更前	・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行うための会議体を設置します。 ・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携できる体制を整備します。
変更後	・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行います。 ・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携します。

施策の柱 2.2 生物多様性の保全方針の策定

目標 7 (※平成 27 年度より変更)

変更前	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成 24 年度(2012 年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。
変更後	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を令和 2 年度(2020 年度)までに策定し、市域の生物多様性の保全を推進していきます。

目標 8 (※平成 27 年度より変更)

変更前	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成 24 年度(2012 年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
変更後	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを令和 2 年度(2020 年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。

重点施策⑬ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定
(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

変更前		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
	⑬生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	現況調査※重点施策⑬の現況調査と同一									

重点施策⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

変更前		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
	㊫生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成		ガイドラインの作成								
										ガイドラインの運用、周知	
変更後		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
	㊫生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成										
										ガイドラインの作成と運用、周知	

テーマ3 資源循環型社会の構築

施策の柱 3.1 4R の推進

目標 9 (※平成 25 年度より変更)

変更前	市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 603g にします。
変更後	市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 574g にします。

(※平成 30 年度より変更)

変更前	市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 574g にします。
変更後	市民 1 人 1 日あたりの資源物を除いたごみの排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに 614g にします。

目標 10 (※平成 30 年度より変更)

変更前	リサイクル率を令和 2 年度までに 34.7%にします。
変更後	リサイクル率を令和 2 年度までに 27.0%にします。

※目標 9、10 は「茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」と整合を図った数値としています。平成 30 年 3 月の同計画の改訂に伴い、平成 30 年度の取り組みより、目標値を変更しました。

重点施策② リデュース(ごみの排出を抑制する)(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	・ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、また「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」における協議内容を分かりやすく周知し、行動改善を促進します。 ・ごみ処理施設の見学等をはじめ、特に子どもを対象とした学習機会の充実を図ります。 ・事業者に対して積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度への参画を呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。 ・必要に応じて可燃ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。
変更後	・ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、また「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」における協議内容を分かりやすく周知し、行動改善を促進します。 ・ごみ処理施設の見学等をはじめ、特に子どもを対象とした学習機会の充実を図ります。 ・事業者に対して積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度への参画を呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。 ・必要に応じて家庭ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。

重点施策② リユース(繰り返し使う)(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	・家庭用品の再利用を促進するため、各種制度や取り組みの運営推進に努めます。 ・リサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの情報を市内のリサイクル推進店情報に集約し、市民・事業者が発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。
変更後	・家庭用品の再利用を促進するため、各種制度や取り組みの運営推進に努めます。 ・リサイクル推進店未認定のリサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの認定を促進し、認定店舗の情報を市民・事業者が発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。

施策の柱 3.2 地域資源を活かす地産地消の推進

目標 11 (※平成 24 年度より変更)

変更前	生産者直売施設の数と登録している農業者数を、令和 2 年度(2020 年度)までに 4 施設・60 人に増やします。
変更後	地元農畜水産物を取り扱う店舗を、令和 2 年度(2020 年度)までに 90 店舗にします。

目標 12 (※平成 26 年度より変更)

変更前	学校給食における地場産農水産物の使用品目数を、令和 2 年度(2020 年度)までに 15 品目に増やします。
変更後	学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、令和 2 年度(2020 年度)まで 15 品目以上を維持します。

重点施策②⑤ 地産地消の推進(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	・学校給食における地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。 ・市内における地産地消の取り組みや方法等を市民や事業者に広く紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。 ・関係機関と協力し、直売所などの生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充を進めます。
変更後	・地域農業の活性化、食の安全の確保を目的に、地域で採れたもの(資源)を地域で消費する「地産地消」(循環)を推進します。 ・学校給食における地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。 ・市内における地産地消の取り組みや方法等を市民や事業者に広く紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。 ・関係機関と協力し、生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充をはじめ、生産者のニーズに合った販路の拡大に対する支援を進めます。

重点施策②⑥ 環境に配慮した農業の普及促進(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	・環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行います。 ・有機栽培や減農薬栽培などに取り組む農業者への補助等を実施します。 ・生物の生育・生息環境の確保や水質浄化の観点から効果的とされる水田の冬期湛水について、試験的な導入を視野に検討を行います。
変更後	・環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行います。 ・有機栽培や減農薬栽培などに取り組む農業者への補助等を実施します。

テーマ 4 低炭素社会の構築

施策の柱 4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

目標 14 (※平成 26 年度より変更)

変更前	市域の CO ₂ 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 524 千 t CO ₂ (平成 20 年度(2008 年度)の約 63%)にします。 ※平成 20 年度(2008 年度)は約 849 千 t CO ₂ となっています。
変更後	市域の CO ₂ 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 1,165 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,456 千 t CO ₂)

(※平成 28 年度より変更)

変更前	市域の CO ₂ 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 1,165 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,456 千 t CO ₂)
変更後	市域の CO ₂ 排出量を令和 2 年度(2020 年度)までに約 1,492 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,866 千 t CO ₂)

※市域の CO₂排出量は毎年資源エネルギー庁が公表する「都道府県別エネルギー消費統計」を用い算出していますが、平成 26 年度の公表分から統計データの各種の精度改善措置を講じることを理由に過去に遡って平成 2 年度から平成 25 年度までのデータが修正されたことを受け、当該年度の CO₂排出量を再計算し基準値及び目標値を変更しました。

なお、今回の変更にあたって基準値に対する目標値の削減率(20%)は変更しておらず、地球温暖化対策実行計画における CO₂排出削減目標の達成に向けた各種施策の方向性についてはこれまでと変わりありません。

目標 15 (※平成 27 年度より変更)

変更前	「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から 1 世帯・1 事業所あたりの CO ₂ 排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。
変更後	エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。

重点施策⑳ 情報発信・啓発活動の推進(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	・家庭・事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ等を通じて、省エネや新エネルギーの利用に関する情報を定期的に発信します。 ・省エネナビなどの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。 ・市で導入した電気自動車等を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及に向けたインフラ整備を図ります。
変更後	・家庭・事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ等を通じて、省エネや新エネルギーの利用に関する情報を定期的に発信します。 ・省エネナビなどの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。 ・市で導入した電気自動車等を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及やインフラ整備、燃料電池自動車(水素自動車)等の普及を図ります。

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱 5.3 学校における環境教育の充実

重点施策㉑ 学校における取り組みの支援(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	・市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)を導入・運用し学校生活での環境活動の実践と浸透のための仕組みを確立します。 ・児童や生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動内容、事業者や市の取り組みなどを紹介し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。
変更後	・市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)を運用し学校生活での環境活動の充実を図ります。 ・児童や生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動内容、事業者や市の取り組みなどを紹介し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。